

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 福井 せいじ

- 1 日時
平成 30 年 12 月 7 日（金曜日）
午前 10 時 0 分開会、午後 2 時 26 分散会
（うち休憩 午前 11 時 56 分～午後 1 時 0 分）
- 2 場所
第 5 委員会室
- 3 出席委員
福井せいじ委員長、千葉絢子副委員長、高橋元委員、高橋但馬委員、
菅野ひろのり委員、岩崎友一委員、中平均委員、千田美津子委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
戸塚担当書記、須川担当書記、藤村併任書記、日向併任書記、久慈併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
大友環境生活部長、高橋副部長兼環境生活企画室長、
田村環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、古舘若者女性協働推進室長、
小島参事兼環境保全課総括課長、稲森技術参事兼県民くらしの安全課総括課長、
小野寺環境生活企画室特命参事、高橋環境生活企画室企画課長、
高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
八重樫環境生活企画室放射線影響対策課長、
佐々木資源循環推進課総括課長、高橋自然保護課総括課長、
前田県民くらしの安全課食の安全安心課長、
浅沼県民くらしの安全課県民生活安全課長、
高橋県民くらしの安全課消費生活課長、佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長、
田村廃棄物特別対策室廃棄物施設整備課長、
工藤若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、
四戸若者女性協働推進室NPO・協働課長
 - (2) 保健福祉部
八重樫保健福祉部長、野原技監兼副部長兼医療政策室長、
高橋副部長兼保健福祉企画室長、佐野医師支援推進室長、
中野保健福祉企画室企画課長、佐々木健康国保課総括課長、

菊池地域福祉課総括課長、近藤長寿社会課総括課長、
山崎障がい保健福祉課総括課長、伊藤障がい保健福祉課特命参事、
門脇子ども子育て支援課総括課長、福士医療政策室医務課長、
稲葉医療政策室地域医療推進課長、菅原医師支援推進室医師支援推進監

(3) 医療局

大槻医療局長、千葉医療局次長、佐野医師支援推進室長、
吉田経営管理課総括課長、三田地職員課総括課長、
鈴木医事企画課総括課長、鎌田業務支援課総括課長、工藤業務支援課薬事指導監、
菅原医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

4名

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

第3条第3表中

追加中 1

イ 議案第45号 県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を
求めることについて

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成30年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4項 生活保護費

第4款 衛生費

第1項 公衆衛生費

第3項 保健所費

第4項 医薬費

- イ 議案第3号 平成30年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ウ 議案第46号 岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定すること
に関し議決を求めることについて
- エ 議案第11号 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める
条例

（請願陳情）

受理番号第80号 岩手県全域におけるひきこもり対策の充実を求めるための請願

(3) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**福井せいじ委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本日は医療局関係の議案等の審査はございませんので、医療局職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、医療局から岩手県立病院等事業に係る次期経営計画最終案について発言を求められております。このため保健福祉部関係の審査終了後、医療局職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中1及び議案第45号県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件の議案は関係がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋副部長兼環境生活企画室長** 環境生活部の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、環境生活部の補正予算額は、3款民生費、2項県民生活費の180万円余の増額と、4ページに参りまして、4款衛生費、2項環境衛生費の1,355万円余の増額でありまして、合わせて1,536万円余の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。お手元の予算に関する説明書の19ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費であります。右側の説明欄に記載しております管理運営費の増額、それからページを少し飛びまして、24ページの4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費の管理運営費の増額及び4目環境保全費の休廃止鉱山鉱害防止事業費

の増額であります。いずれも職員給与費につきましては、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う所要額を補正しようとするものであります。以上で予算関係の説明を終わります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきたいと思っております。議案（その1）の8ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正、追加の表中、当部関係は1番の指定管理者によるいわて県民情報交流センター管理運営業務でございます。これは、後ほど御説明いたします公の施設の指定管理者の指定に関連して、平成30年度から平成35年度までの期間で23億3,700万円を限度額としまして、新たに債務負担行為を設定しようとするものであります。以上が環境生活部関係の補正内容でございます。

なお、指定管理者の指定議案につきましては、引き続き所管の若者女性協働推進室長から御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○古館若者女性協働推進室長 議案第45号県民活動交流センターの指定管理者を指定することに關し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）、119ページをお開き願います。議案の趣旨、指定管理者候補者選定の経緯を含めまして、便宜、お手元に配付しております環境福祉委員会資料ナンバー1により御説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨でございますが、いわて県民情報交流センター条例に基づき設置している県民活動交流センターは、平成31年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるとしております。

次に、2の指定する指定管理者の概要であります。公募を行いましたところ、1グループからの応募があり、いわて県民情報交流センター指定管理者選定評価委員会の審査結果を踏まえ、株式会社NTTファシリティーズ、株式会社めんこいエンタープライズ、鹿島建物総合管理株式会社、一般社団法人岩手県ビルメンテナンス協会、岩手県ビル管理事業協同組合の5社で構成する“結（ゆい）グループ”を指定しようとするものであり、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯であります。いわて県民情報交流センター（アイーナ）の指定管理者の選定、運営、評価を一体的に行うため、有識者8名で構成するいわて県民情報交流センター（アイーナ）指定管理者選定・評価委員会を設置し、当該委員会において審査を行ったところであります。

資料2ページをお開き願います。審査は、2段階でしており、第1次審査として、書類による資格審査を行い、第2次審査としてプレゼンテーション及びヒアリング審査を行った結果、今回提案いたしました指定管理者について、これまでの経験を生かした質の高いサービスの提供が期待できるとともに、施設の管理運営を安定して行う能力を有

していると認められ、選定されたものであります。

次に、4のその他であります。本事案による県民活動交流センターの指定管理者のほか、同じくいわて県民情報交流センター条例に基づき設置されております岩手県立視聴覚障がい者情報センター及び岩手県立図書館の維持管理業務に係る指定管理者を一括で公募したものであります。

また、岩手県立図書館の運営業務を行う指定管理者につきましては、教育委員会において選定し、別途議案を提出しているものであります。

なお、いわて県民情報交流センター（アイーナ）に設置しております制震オイルダンパーの中に契約内容に適合しない製品が含まれていることについて、納入業者でありますKYB株式会社からアイーナの不適合製品については現在調査中であり、結果が判明次第報告すると連絡を受けているところであります。今後もKYB株式会社に対しては、早期の対応を求めていくこととしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**福井せいじ委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**中平均委員** アイーナの指定管理者の指定の件について質問させていただきます。

まず最初に、選定委員会ですけれども、前も説明あったかと思いますが、どうしてこのような人選の選定委員会に頼むことになったのか教えていただきたい。

それから、今回1グループということで、選定方法、指定の理由はいいのですが、例えば別紙に連携業務等、維持管理業務とありますけれども、各センターの中に入っている業務委託者のNPO活動交流センターや、国際交流センター、この間委員会で行ったのは子育てサポートセンターなどは、今回“結（ゆい）グループ”と連携業務等が入っていますけれども、具体的にどういうことをやっているのか。

それから、今までの指定管理の中で、1グループだけではあります。こちらを選ぶに至った理由というのが適切な運用が見込まれるということですが、具体的に教えていただきたいという3点についてお願いします。

○**四戸NPO・協働課長** まず、選定評価委員会の委員の選定基準でございます。選定委員会につきましては、アイーナの選定評価委員会ということで、指定管理者の公募の選定に関し必要な事項を支援するとともに、第三者による評価検証を行うというもので設定しております。

今回は、学識経験者、行政経験者、金融関係者、また維持管理を行う視点からの専門家、NPO関係者等々からアイーナの運営維持管理における業務分野ですとか、指定管理に精通した者ということで選定しております。

全体の管理運営の体制につきましてのお尋ねでございますが、指定管理者はアイーナ全体を包括的に管理運営いたします。この中で、県民活動交流センターの指定管理者が行う具体的業務としましては、グループ全体を統括する部分が株式会社NTTファシリティーズ、運営業務は株式会社めんこいエンタープライズ、保守管理業務が鹿島建物総

合管理株式会社、清掃業務が一般社団法人ビルメンテナンス協会、警備業務が岩手県ビル管理事業協同組合という形で一体として“結（ゆい）グループ”として行っております。

指定管理者の指揮命令系統は、株式会社NTTファシリティーズが総合統括責任者として運営し、県民活動交流センターは七つの施設により構成しており、そこが連携して行っております。

連携業務につきましては、主に総合的な受け付け、施設の管理調整といったものと、施設全体の各施設が入っておりますところが連携した、例えば復興バザーであるといった企画を施設管理者で行っております。

1 グループが選ばれた理由につきましては、今回も競争性の確保ということは重要な課題だと思っておりましたけれども、指定管理者を3年から5年に延長するといった点で競争性が確保されるように取り組んだところでございますが、現地見学には8社いらっしゃいましたが、最終的には1社のみの応募となったところでございます。

今回、指定管理者候補者の提案で具体的に評価できるところにつきましては、これまで13年間にわたりまして、良好な運営、維持管理を行っている業者の評価も非常に高く、かつその利用率も非常に高いものがあります。これまで積み重ねましたノウハウですとか、評価委員会が適宜運営評価について助言しておりますけれども、それを反映して、要求水準を上回る内容となっているということでございます。

今回の提案では、新たに県内の市町村に関する情報を展示する企画展示ですとか、ほかの施設との連携をした企画展の開催なども予定されておまして、アイーナのにぎわい創出が期待できると評価されているものでございます。

○中平均委員 8社が見に来たけれども、“結（ゆい）グループ”1社だけが応募したということですが、そこら辺はそういうものなのかもしれません。

この交流センターに入っている特定業務委託者がおりますけれども、アイーナの設置時期と各センターの運営時期が違うというのがあって、一緒の指定管理の時期ではないのかと思ったりもするのですが、連携業務の本体の維持管理、そして連携業務をやって、あと各センターを運営していく中で、この特定業務委託者がAからHまでありますが、一緒に連携するためにも例えばプレゼンテーションをやるときに、この“結（ゆい）グループ”とNPO活動交流センターではこういう連携業務をやりますといった提案は具体的にあるのでしょうか。それとも今までやってきた震災後のバザーという趣旨ではやったりするのでしょうか。それとも今までやってきた震災後のバザーという趣旨ではやったりするのでしょうか。にぎわい創出のために入っている皆さんと連携を具体的にとりながら、先ほどにぎわい創出が見込まれるという話でございましたけれども、今予定されている点を教えていただければと思います。

○四戸NPO・協働課長 連携の形でございますが、定期的にそういう調整の会議を開いております。身近なところでは広報物を一緒に送るといった調整をしております。子育て関係の行事をした際に青少年関係の事業も一緒にあわせてやろうなどということ

が実際に取り組みられています。ですので、この事業をやったときに相乗効果でさまざまな年代の方に来ていただくという取り組みを進めています。

○**福井せいじ委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から住宅宿泊事業の実施の制限に係る適用除外の認定要件等について、ほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**前田食の安全安心課長** 住宅宿泊事業の実施の制限に係る適用除外の認定要件等について御説明いたします。

お手元に配付しております資料ナンバー2、住宅宿泊事業の実施の制限に係る適用除外の認定要件等についてをごらんください。

今般住宅宿泊事業の実施の制限に係る適用除外の認定要件等につきまして、内容がおおむね固まりましたので、その概要について報告させていただくものであります。

まず、1の適用除外の認定要件等の規定に係る趣旨であります。先の2月定例会において議決いただきました住宅宿泊事業法施行条例は、学校等周辺区域及び住居専用地域等の制限区域における適用除外の認定要件等について規則へ委任していることから、その内容を規則で定めようとするものであります。

恐れ入りますが、資料裏面の条例の抜粋をごらんください。条例第2条におきまして、制限区域及び制限期間については、学校及び児童福祉施設の周辺100メートル以内の区域は土曜日、日曜日、祝日以外の日を及び学校周辺の区域は長期休業期間以外の日についても事業を制限しております。また、住居専用地域等は土曜日、日曜日、祝日以外の日の事業を制限することとしております。

第2条のただし書きにおきまして、生活環境の悪化の防止のために必要な措置を講ずること、その他規則で定める要件に該当する事業であると知事が認める場合は制限区域及び制限期間について適用除外とすることを規定しております。

なお、適用除外の認定につきましては、利用者からの申請に基づき行うこととしております。

資料表面にお戻りください。それでは、2の適用除外の認定要件等の概要について御説明いたします。生活環境悪化防止のために必要な措置については、(1)に記載した内容を要件としようとするものであります。

一つ目、アでございますが、家主又は管理業者の常駐であり、具体的には宿泊者がいる間は常駐することを要するものであります。

二つ目のイでございます。生活環境悪化の防止に関して、宿泊者へ常時注意喚起すること及び生活環境悪化の発生時には速やかに対応することであり、具体的にはチェックインの際の注意喚起や、宿泊者が騒がしくなってきた場合等には速やかに注意すること、また宿泊者が外出時に路上でのたむろや騒ぎ等を行った場合には速やかに対応することを要するというものであります。

三つ目、ウでございます。生活環境悪化の防止に関して必要な事項を、宿泊予約の段階で相手方へ説明することであり、具体的には宿泊予約の受け付けの際に学校等周辺または住居専用地域等という住宅所在地の特性を相手方へ伝え、その防止等について説明することを要するものであります。

四つ目、エでございます。事業実施に係る事前説明であり、そこでいう説明の相手方は、学校等周辺区域の場合は学校又は児童福祉施設の管理者等であり、住居専用地域等の場合は周辺住民といたします。

また、説明内容につきましては、苦情及び問い合わせに係る連絡先並びに連絡を受けた場合の対応方法などを想定しております。

次に、(2)のその他規則で定める要件であります。いわゆる欠格事由に該当しないことを要件としようとするものであります。住宅宿泊事業法に基づく事業停止命令期間中でないことであり、過去に認定取り消しを受けた事業者の場合には、取り消しを受けてから一定期間を経過していることを要するというものでございます。

次に、(3)の認定の有効期間であります。1年とするものです。これは、本来課される条例上の制限を例外的に除外するということであることから、有効期間は比較的短期間とすべきと考えられることによるものであります。

なお、更新を可能とするものであります。

最後に、3の今後の予定であります。規則は条例の施行日である平成31年2月1日から施行するものであります。説明は以上であります。

○佐々木資源循環推進課総括課長 環境福祉委員会資料ナンバー3をごらんください。岩手県産業廃棄物税条例の施行状況の検討結果と今後の取り扱いについて御報告いたします。

表題の下の囲みをごらんください。産業廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用を推進するため、本県において、平成16年1月から産業廃棄物税を導入していますが、岩手県産業廃棄物税条例につきましては、施行後5年をめぐりとして条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしており、本年度が平成20年

度、平成 25 年度に引き続き、3 回目の検討年度となっております。

本日は、施行状況の検討結果、今後の取り扱いの方向性などについて御報告いたします。

なお、この税条例は総務部税務課が所管しており、本日総務委員会にも同じ御報告をするものでございます。

1 の産業廃棄物税の概要をごらんください。徴税の仕組みの図にありますとおり、この税は最終処分場への搬入量に応じて課税する制度となっております。税率は 1 トン当たり 1,000 円で、本年度の税収は 7,900 万円を見込んでおります。

なお、産業廃棄物税は法定外目的税として、27 の道府県で導入されております。

次に、活用の仕組みをごらんください。税収は、当部の事業として先進的な産業廃棄物の排出抑制などに取り組む事業者に対する支援、優良な産業廃棄物処理業者の育成、支援などに活用しております。

2 の産業廃棄物の排出抑制の状況をごらんください。裏面の表 1 をごらんください。表 1 は、年度毎の産業廃棄物の排出量を示しております。グラフの一番上の塗り潰されたところが最終処分量を示しております。排出量、最終処分量とも東日本大震災津波以降おおむね増加傾向にありましたが、平成 25 年度をピークに減少に転じております。

続きまして、その右側の表 2 をごらんください。上の折れ線グラフですけれども、排出量に占める再生利用量の割合、いわゆる再生利用率を示しております。排出量の増減とともにおおむね 60% 以上で増減しております。また、下の折れ線グラフを見ていただくと、これが排出量に占める最終処分量の割合、いわゆる最終処分率を示しており、排出量が増減する中、ほぼ 3% で推移しております。

以上より、景気変動や災害の発生がありましたけれども、産業廃棄物の処理におきましては、優先的に再生利用が進み、それが困難の場合に最終処分させていることがうかがわれ、産業廃棄物税が最終処分量の抑制に一定程度の効果があると考えております。

3 の税財源の活用状況をごらんください。県では、条例制定時から産業・地域ゼロエミッション推進事業を実施しまして、昨年度まで 101 の事業者に対して 6 億 6,800 万円余を支援し、県内で事業者の創意工夫を生かした 3 R の取り組みが進められているところでございます。

4 の今後の方向性をごらんください。下の囲みの中に記載されているとおり、一つ目に産業廃棄物税による最終処分量の抑制効果が認められること、二つ目に今後の事業者による産業廃棄物の減量化などの需要が見込まれ、税を活用した産業廃棄物の排出抑制策などの重点的な展開を継続して行う必要があること、三つ目に北東北 3 県における政策展開をしていく必要があるという三つの点を踏まえまして、引き続きこの税制度を維持する方向で検討することが適当と考えております。

なお、本日本委員会への御説明前に一般社団法人岩手県産業廃棄物協会、岩手県商工会議所連合会など県内の 14 の団体に、同じ内容を御説明しました結果、本税制度の継続

に反対の御意見はございませんでした。

最後に、法定外目的税であります産業廃棄物税による各種施策の効果などを検証する観点から、引き続き5年後における施策状況の検討と必要に応じた措置を講ずる旨の規定を岩手県産業廃棄物税条例に設ける方向で検討を進めていきたいと考えております。このことに係る条例の一部改定につきましては、平成31年2月県議会定例会に上程する予定でございます。説明は以上でございます。

○**福井せいじ委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**高橋元委員** 公共関与型産業廃棄物の次期最終処分場について何点か伺いたいと思います。以前見込みであった国の補助金額があるわけですが、枠が限られておって、全国の各希望県との整合性で当初の見込みよりも減額となるのではないかという見通しもあるわけですが、補助金額が確定したのかどうか。それからもし減額となるのであれば、改めて全体の予算措置をどうするかという説明や議会に対する提案といったものも必要ではないかと思いますが、現状はどうなっているのかお伺いします。

○**田村廃棄物施設整備課長** 国の交付金の件でございますが、現在の計画でいきますと、着工が2020年度を予定しておりますので、現在でも国とは情報交換をしておりますが、まだ確定という段階には至っておりません。もし減額となった場合ですが、さまざまな財源を活用するためにさまざまな検討をしていきたいと考えております。

○**高橋元委員** 2020年度からということになると、いつの時点かで決めて動き出さないといけないと思いますけれども、それをいつと考えているのですか。

○**田村廃棄物施設整備課長** 国に対する正式な書類等を来年度上げたいと考えておりますので、その際に国と建設期間、全体の工事費など、詳細な協議を進めることにしております。

○**高橋元委員** そうすると、来年4月以降にその書類が提出されて、国との協議の中で確定してくるとなると、来年の年末あたりになるのか、年度末になるのか、その辺の見通しはいかがですか。

○**田村廃棄物施設整備課長** 通例であれば、2020年度の方角になるのではないかと考えております。

○**高橋元委員** 我々も来年の9月で任期が満了するものですから、ぜひそのことを念頭に置いて、議会にも遅滞なく報告、提案をしていただければと思います。

それから、もう一点ですが、新聞報道でもありましたし、それから県議会議長宛てにえさしクリーンパークの要望が出ておりました。平成33年度までは全ての施設利用ができるけれども、それ以降の利用は無理だという方針のようでございますけれども、これについて、例えば温水プールだけなのか、ほかのテニスコートとかいろんな施設もあるのですけれども、その辺はどう考えているのか伺いたいと思います。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** プールは県が整備したもので、テニスコートなどは市が整備しておりますので、市と事業団の内容の詳細はちょっと承知しておりませんが、

全体として整備した一体の土地は平成33年度で終了するのではないかと考えております。

○高橋元委員 議長宛てに届いた要望書は、私もコピーをいただきました。この中で、一つには跡地の利用計画について、地元住民にも提示して協議をしていただければという要望になっております。

それから、この温水プールについても継続し営業をお願いしたいということですが、県の回答としては大規模な改修費用がかかるとか、あるいは維持費がかかるとか、新聞報道を見ますとそういう説明のようでございます。その辺は具体的にどういう形になっているのか、お伺いしたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 1点目の跡地利用の協議でございますが、ただいまいわてクリーンセンターは埋め立て中でございます。また、埋め立て終了後に中に埋めた廃棄物の水質が安定するまで管理をし続けなければならないということがあります。その後跡地利用が行われるという流れになっており、まだまだ時間がかかるということがございます。なので、最終処分場を運営している一般財団法人クリーンいわて事業団と地域の皆様と年に何度か報告会などで交流しておりますので、そういった中で意見をいただきながら埋め立て状況の時期を見て前に進んでいくかと思っております。

あとは、温水プールの継続のことですが、高橋元委員がおっしゃったとおりのことですが、再度御説明させていただくと、まずいわてクリーンセンターは当初焼却炉も整備されていたのですが、老朽化して解体しております。その解体前の平成28年3月に使用を停止しておりますので、このときに焼却炉から供給していた温水プールへの予熱がとまったということがございます。

それともう一つ、築大体20年以上たっておりまして、覚書が終了する2021年度末というのが築26年を経過する状況になります。今もそうですが、施設建物の老朽化が進んでおりまして、高橋元委員からお話のあったさまざまな施設改善などが必要だということで、そこも大変難しい問題ということで覚書の継続、覚書後の施設の継続はなかなか難しいと考えております。

○高橋元委員 最終処分場を含めたさまざまな処分場は、地元にとってはある面では迷惑施設というところがあるわけです。それを地元の理解を求めるといったことも含めて、さまざまな附帯施設を地元の皆様方に使ってもらおうといったことも含めながら地元の理解と協力をもたらしてきたわけでありまして、焼却施設が停止になって予熱を使うことができず、現在は重油で対応していると聞いておりますけれども、そういう意味ではいろんな経費が出ているということもあり、それは理解するところです。

ただ、先ほどもお話があったとおり、いましばらく管理をしていかなければならないという期間もあるわけです。そういうことも考えれば、この平成33年度で打ち切ってもいいのか、あるいはもし施設が大規模ではなくて簡単な改修でもつようであれば、例えば5年とか10年延長してもいいのではないかと私は思うのです。

その埋め立て処分場の管理体制がその後の経過が明らかにされて、ある程度地元住民

が納得していただいて、形ができたあたりを一つのめどとして進んでもいいのではないかと思います、その辺について検討できる余地があるのかどうかを含めてお伺いしたいと思います。

○**佐々木資源循環推進課総括課長** 先ほど焼却炉が停止した時期が平成 28 年 3 月というお話をさせていただいて、あとは奥州市、一般財団法人クリーンいわて事業団、県の 3 者で覚書を取り交わし、2021 年度末までの営業としたところがございます。この覚書の最後に一般財団法人クリーンいわて事業団といたしましては、焼却炉を廃止することで予熱供給がとまり、その時点でも老朽化が進んでいたということがあり、プールの利用、施設の営業はとめようという考えでございましたが、奥州市や地域の方々の要望もあり、覚書を結んで 5 年延長したところもございますので、そこからのさらなる延長は、現在のところ考えていないところです。

○**高橋元委員** 今後、八幡平市の施設やほかの廃棄物の処分場も含めて、地元の方々に快く受け入れていただくことも念頭に置いていくことであれば、多少の延長も含めて検討してもいいのではないかと思うわけです。その辺、大友環境生活部長の見解を聞いて、私の質問を終わります。

○**大友環境生活部長** ただいまのえさしグリーンパークの 2021 年度末までの覚書の延長について考慮の余地があるのではないかという御質問でございましたけれども、現時点では先ほど佐々木資源循環推進総括課長から答弁いたしましたとおり、施設の老朽化も進んでおりますし、毎年度の運営費の料金から、上がっていない分の赤字補填分につきましては、奥州市と、財団で半分ずつ負担しておりまして、この経費が年々増加している状況でございます。

今後財団も、現在埋設のために収入が入ってくるのですが、埋設が終了しますと、そこに充てる収入も出てこないということもありますので、財団の今後の運営にとっても非常に重荷になるということもありますし、県の建物として持っている限りは最終的な管理は県でやっていかなければならないので、新しい建設のいろんなものに充てる分も見出す必要がありますので、きちっとした整理はしなければならないなと思っております。

これは、あくまでも県と奥州市と事業団で協議したものでありますので、その後の事情変化があるということで協議があれば、地元からのお話があれば、それは真摯に受けとめてお話を聞きたいと思っております。今の時点の状況でありますと、覚書の延長が難しいということですが、奥州市から何らかの話で御相談があれば、どういう方法ができるのか、それは我々としても意向につきましましてはきちっと受けとめて対応したいと思っております。

○**千葉絢子委員** 岩手県産業廃棄物条例の施行状況と検討結果と今後の取り扱いについて、ただいま御説明いただいたところで何点か質問させていただきます。

まず、搬入される産業廃棄物は岩手県内の処理が原則とありますが、ほとんどが県内

のものなのか、まず確認させていただきたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 千葉絢子委員がおっしゃるとおり、岩手県では再生利用以外の産業廃棄物の県外からの搬入は認めておりませんので、基本的には県内で発生したものの最終処分量でございます。ただ、例外的に県内の事業者が隣県の工事などを受注して、自社の工事として埋め立てなければならないというものもあるかもしれませんが、基本は自県内のものがございます。

○千葉絢子委員 青森県境での不法投棄事案もあって、かなり厳しくされていると思います。税率が1トン当たり1,000円は法定外目的税を導入している27の道府県と比べるとどのようなものなのかお伺いしたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 正確に全部を把握しているわけではないですが、おおむね本県と同じ、1トン当たり1,000円という税額ということで承知しております。

○千葉絢子委員 支援を行っているということで、産業・地域ゼロエミッション推進事業を御紹介されました。この中身について不案内なものですから、どんなものなのか、それから支援内容について主要なものを教えていただきたいのと、制度創立からこれまで6億6,800万円を支援しているというものですが、税率1トンにつき1,000円の収入と支援額とのバランスについてお伺いします。

○佐々木資源循環推進課総括課長 まず、産業・地域ゼロエミッション推進事業でございますけれども、例えばおおむね七つぐらいのメニューがございます、その一つとして、企業内で産業廃棄物などの減量化を図るといふ設備機械を導入、研究というものについて補助金を出すものがございます。主にこの事業の成果ですけれども、各業種に幅広く活用していただいております、製造業の面では、例えば工業メッキ液を再利用するための装置の開発や導入、ちょっと具体的になってきますけれども、半導体製造時の硫酸というものを排出削減するといふ設備機械導入ですとか、建設業におきましては再生資源化したものを利用して、さらにいろんな資材をつくりたいといふこと、農林水産業部門ではもみ殻を使ってハウスの暖房利用、あとは食品廃棄物を家畜の餌にしたりといふいろんな設備を導入したいといふものに主に使われているところでございます。

税額の6億6,800万円の関係ですが、一概に比較はできないのですが、補助額が大体2分の1か3分の1となっております。あとは、産業廃棄物税収入に変動がございますけれども、現在ですと大体8,000万円弱ですが、そういったものに加えて、先ほど申し上げた県外から産業廃棄物を搬入するときの事業者からの協力金ということで再生利用の場合は1トン50円いただいておりますので、そういったものですとか、あとは県の一般財源も入れるという形で事業の財源を構成し、支援に充てております。

○千葉絢子委員 排出事業者からいただく税金と、それから支援するお金のフローは、いただいたところに還元する形になっている仕組みとなるのでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 産業廃棄物税を納める方々、最終処分を多くする業種は、例えば建設業、製造業、あと多い部門とすると電気、ガス、水道とかの工業業で

ございます。先ほど例示しましたが、製造業ですとか建設業もあるということで、納税された方に全部の支援がされているわけではないですが、ゼロエミッション推進事業の支援申請があれば、県内企業であれば受けていただけますので、その辺はどしどし応募いただければと思っております。

○千葉絢子委員 先日私がちょっと目にしたもので、スウェーデンでは廃棄物を使って発電をしているということで、自国内の廃棄物だけでは足りないのが、廃棄物を輸入までしています。その際、1トン当たり8,000円を払ってもらって、廃棄物を受け入れているという例がありました。国レベルになると、1トン8,000円ということになるのかと思うのです。岩手県が廃棄物でいっぱいにならないためにも廃棄物抑制効果を少し高めるためにも、家庭でもごみを出さないという意識もそうですけれども、大きいものは事業所単位になってくると思いますので、廃棄物に対する意識を高めるためにも、少し値上げを検討してみたいかと思っております。

人員がどんどん減っていく中で、税収をどう確保していくかというところで、廃棄物を受け入れるということも税収のアップにつながるのではないかと思います。今後の考え方を聞きたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 現在のところ税率を上げるという予定はございませんけれども、平成16年1月から導入してきたということですが、導入前は産業廃棄物の全体量の3割、4割が最終処分をされていたのがいろんな経緯、リサイクルも進んだところもあるのですが、現在は3%ということで、少なからずそういった産業廃棄物税が効果を示していると考えますので、今後推移などを注視していきながら、必要であればそういうことも検討することもあると考えております。

○千葉絢子委員 排出事業者が自前で最終処分場に埋め立て処分する場合は、指導監督、それから有害物質の数値の検査、また管理などはどうしているのでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 産業廃棄物の埋め立てに関しましては、廃棄物処理法で処分基準が決まっております。許可をとっているか否かによらず、全部管理基準は適用されますので、そういったものの検査あるいは指導監督は広域振興局中心にチェックをさせていただいております。

○千葉絢子委員 先日ニュージーランドを視察してきた際に、有機農業をやっているところですが、下水処理に関しては、業者が自前で検査をして国に報告する決まりになっているようです。その報告の書面を見ますと、最終処分場に埋め立て処分する場合の申告納付という形で、具体的にどういう検査をしているかというのがわからなかったもので、お尋ねをいたしました。

○佐々木資源循環推進課総括課長 あくまできょう御説明したものは産業廃棄物への納税という部分でございまして、これは税務サイドが行う、事業を使うということできょう御説明しております。それとは別に廃棄物処理法による指導監督がございまして、それは広域振興局の保健福祉環境部が担っております。随時立入検査します。あるいは

産廃Gメンといった機動的に動く者がおりますので、そういった者の監視によるということと、あと千葉絢子委員からもお話がありましたが、事業者からの定期的な検査結果をチェックするというも行っておりますので、そういった適正な処理が行われているかどうかというのは、そういった形で十分にチェックされていると考えております。

○高橋但馬委員 住宅宿泊事業の除外の認定要件についてお尋ねいたします。

生活環境の悪化の防止のための必要な措置ということで、生活環境悪化防止に関しての宿泊者への常時注意喚起と必要事項を宿泊予約の前に伝えるということがありましたけれども、例えば、どういうものが挙げられるか教えてください。

○前田食の安全安心課長 条件に掲げております宿泊者への常時注意喚起という要件でございますけれども、例えば宿泊されている方が大声の会話などにより騒がしくなってきたということであれば注意を行う、また一時的におさまったものの、また騒がしくなってきたという場合にも再度注意するという宿泊者の動向には常に注意を払い、周辺住民等が騒音などにより生活環境の悪化を感じないような対応を、宿泊事業者については適時適切に行っていただくということを考えております。

○高橋但馬委員 隣近所がうるさいと、気になる方は気になると思うのですけれども、わかりました。

それでは、それに対する対処の方法を、例えば文書とかで県に提示する必要はあるのですか。

○前田食の安全安心課長 その確認の方法、または事業者からの報告でございますけれども、まず認定を行う際に申請を要することになっております。その申請の際に、今後そういった生活環境悪化防止のための対応については、これまでも事業を実施しているというところもあると思いますので、その申請書に明記をさせるということがございます。また、その書いてあった内容といったものについては、書面で徴収するというよりも、この事業者が申請書に記載された対応を実施しているのか、広域振興局でも立ち入りする際に聞き取りを行いますし、また場合によっては事業者から聴取を行いまして、報告を行うことにしております。

○高橋但馬委員 まず、事前の申請の際に、その辺を注意喚起しながら対処するという形でよろしいでしょうか。

○前田食の安全安心課長 そのとおりでございます。

○高橋但馬委員 事業実施に係る事前説明の部分ですけれども、学校または福祉施設の場合は 100 メートル以内なので、そこにあればそこに事前に説明に行けばいいのですけれども、周辺住民と書かれているのですけれども、その範囲というのはどのくらいを示すのですか。

○前田食の安全安心課長 住専地域等における周辺住民でございますけれども、事業を行う住宅の敷地に隣接する住宅であるとか、または道路などを挟んだ向かいの住宅などの居住されている方を想定しております。

○高橋但馬委員 認定取り消しを受けてからの一定期間の範囲もお尋ねします。

○前田食の安全安心課長 認定取り消しから一定の期間でございますけれども、認定の取り消しを受けてから再度申請できるようになるまでの一定期間につきましては、住宅宿泊事業法に基づく事業開始命令を受けた際の法律に基づく計画期間が3年間とされていることを踏まえまして、現在そういった方向で検討を進めております。

○高橋但馬委員 例えばですけれども、この認定要件を除外して運営していましたが、ただ、騒音の問題が出て、地域住民から県に連絡があった場合の県の対処方法をお知らせください。

○前田食の安全安心課長 そういった生活環境悪化が繰り返される場合でございますけれども、認定された事業者に対して、まずは県の職員による立入検査により指導を行いまして、改善を求めることとなります。そうした指導によっても改善が見られない場合であるとか、一度改善したが、またその後の生活環境の悪化が繰り返されるといった場合には、住宅宿泊事業法に基づく業務改善命令などを行うことが想定されております。また、そうした事態に至った場合には、認定後の取り消しということも考えております。

○高橋但馬委員 例えばごみの問題であるといった場合はごみを撤去すればいいとは思いますが、音の問題というのは人の感じ方によって、それぞれとり方が違うと思うのです。既に県に連絡が行っている件もありますけれども、その辺の考え方というのをちゃんと確立しておかないと、このケースの場合は、このケースの場合となるよりも、例えば何デシベルとかそういう部分で管理するといったことなど県に取り決めはありますか。

○前田食の安全安心課長 騒音についてでございますけれども、現在、高橋但馬委員がおっしゃったような定量的なものを認定の要件とすることは考えておりません。朝、夜間また日中であるといったところによっても周辺の住民の方とか感じ方が違うということもあるというのもございますし、また何よりも事業者の方がその周辺の住民の方々へ説明などを行いまして、きちんと理解いただくことが大事だという考え方をしております。

○高橋但馬委員 なかなか管理するのは難しい部分で、夜騒音があつて、すぐに行けるわけでもないですので、いずれ問題が起きてから対処していただく部分ではあるのですが、宿泊事業者というよりも、その周りの住民に対する配慮に重点を置いて県に対応していただきたいと思えます。引き続き私もいろいろとチェックしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員 私からは、先ほど高橋元委員からありました、えさしクリーンパークについてお伺いいたします。

先日の新聞報道の中で、今後一般財団法人クリーンいわて事業団が水質管理をやっていく中で、部長から排水の水質管理、場内修繕の維持管理に責任を持つということをおっしゃられていたかと思いますが、県からも御報告いただきましたが、先日河川に汚水

という言い方でいいのかわかりませんが、漏れていた事案があったということでございましたが、環境への影響と、どの程度老朽化しているのかお伺いしたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 今お話があった河川に漏れたという件でございますけれども、いわてクリーンセンターの排水は場内から廃棄物層を通して来る水は全部集められて、水処理設備で全部処理します。基準に合った形で放流するのですが、直接隣の人首川に流さず、ポンプアップして、江刺工業団地の調整池に流すということに設置当時の地元との協議に基づいて行っています。その間の一部が人首川の橋上でずれて漏れが生じたということで、基本的には水処理後の基準を満たした排水ということになりますので、特に環境衛生上問題になるものではございません。ただ、事業団といたしましては、地元との協議の中で排水を工業団地の調整池に流すという事は取り決められておりますので、至急直して、今は滞りなく流れているものと考えております。

老朽化につきましては、一つ一つのそういう数多い部品とか配管とかがどのようになっているかというのはありますが、いずれ引き続き点検なども実施しながら、遺漏のないように、地域の皆様に不安がないように一般財団法人クリーンいわて事業団が管理していくと考えておりますし、県としても指導監督していきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 確認ですけれども、今回見えるところから処理された水が漏れたという中で、地中などに埋まっている部分に関しては、今後も含めて、特に確認や修繕をする範囲ではないという認識でよろしいですか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 ちょっと詳しい話になりますが、ステンレスの管を橋にかけているのですけれども、そのとめている金具がステンレスではない別の金属であるためちょっとずれが生じる場所があります。ただ、地中の配管につきましては、きちんと配管を通して工事しておりますので、そういう表に出ている部分が多少金属同士のさびとか劣化の度合いが違ふとかそういったもので生じたものと今回の問題は分析しておりますので、そこを改善して修繕する手続になっております。いずれ地中の配管をもう一度掘り返して点検するのはなかなか難しいので、点検口が設けられている箇所点検していく形になりますが、基本的にそういう管がかかっている工法とは違いますので、今回そのようなことが橋のところで生じたと考えております。

○菅野ひろのり委員 配管からの漏れが発覚したのは住民の方からの連絡だったと思いますが、住民の方もそれが何の配管であるか認識している中で、稲作地帯でありますから、少しでも漏れがあると、非常に不安が募ってくるということだと思います。今回は迅速な御対応をいただきましたが、引き続きの対応をお願いしたいと思います。

その中でいわてクリーンセンターの埋め立てが終わる中で、八幡平市に終末処理場が移るということでございます。今跡地利用の課題が奥州市江刺区の中で出ています。では、その産業廃棄物を埋めた後どうするかということ、県も今後住民の皆様と協議しながら進めていくということです。では、協議する内容はどうかと事前にお聞きしましたところ、埋めたところについて5年間は水質が安定するまでそのままにしておかなければ

ればいけないということです。そして、その後どうするかといたら、少しでもという言い方でいいのかわかりませんが、掘ってしまうと酸素等に触れ、水質の安定ぐあいが変わってしまうから、現実的に難しいとなったとき、全国の事例も含めて、県が考える跡地利用はどういうものがあるのかお伺いしたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 まず、先ほどの管の破損の関係でございますが、いずれ事故が起こった場合ですが、今回の場合もすぐに増沢自治会に御連絡したように、すぐに対応するというのと、たまたま当日の夜、地域の3自治会との意見交換会があり、そういった場で御説明したということで、地域の方々には一般財団法人クリーンいわて事業団が説明責任を持っていくということで、県としても指導監督してまいりたいと思います。

あとは、跡地利用でございますけれども、菅野ひろのり委員が今お話ししたとおり、最終処分場の跡地は水質が安定したとしても廃棄物処理法で跡地を指定されます。そこを掘り返すためには一定の基準、方法などいろんなものもあり、なかなか物をつくるというのは難しいところがございます。そういった中で、どういった土地利用があるかでございますが、まだその跡地利用に行く手前なので、その辺を調べている状況ではないのですが、他地域では跡地の土地の形が平たんなのか、急なのかということもあると思うのですが、平たんであればサッカー場にするなど、スポーツができるといったところもあると聞いています。ただ、現地は急勾配な形になっていますので、どのような利用ができるのかというのは、一般財団法人クリーンいわて事業団が地域の皆様との意見交換会の中で聞きながら、いろいろ検討していくものと考えております。

○菅野ひろのり委員 聞いた範囲だと、私は現実的には跡地を利用するのは難しいのだろうと感じました。その中で住民と協議の上という言葉ですと、住民の方はその後に関わってくれるものだという認識を持ってしまいます。同じように、今回の課題でいうと、県が所有している施設、跡地も含めて、まだ開発できるという認識が地元にあること、期待を持たせてしまっていることが、えさしクリーンパークでさらに問題が延びてしまっている原因であると思っています。

そういう中で言うと、八幡平市に関しては、埋めた後どういうふうにしていくのか、事前にしっかりお示ししている、もしくは協議や覚書といった約束をしながら進めているのでしょうか。

○田村廃棄物施設整備課長 次期最終処分場につきましては、埋め立て計画期間が45年という長期間になるものですから、まだ具体的な跡地利用方法については、市なり住民の皆様とは議論しておりません。

○菅野ひろのり委員 45年だからではなくて、逆に45年あるということは次の世代になってしまいます。そこに残された文書や共通認識の証拠がなければ、次の世代はどうしていいか伝わっていかない。それがえさしクリーンパークの問題で、私たちが今置かれている課題だと思っています。ですので、今回埋め立ての中でえさしクリーンパーク

は全国で初めて県がやったモデル施設であるということで、埋め立てが終わった後も地元住民の方に理解されるように、事前に共通認識を一筆残すといったことをしながら、進めていただきたいと思います。

最後に、先ほどえさしクリーンパークについて大友環境生活部長から答弁いただきました。重油代の負担があり、再延長は難しいという御答弁をいただきましたが、その中の可能性で1点お伺いしたいのですが、今重油代を2,400万円という条件の中で御負担いただいています。一方で、えさしクリーンパークの施設建設は10億円の費用がかかっています。例えば、プールの燃料は木質バイオマスであるとかいろいろな種類がある中で、今負担しているのを一旦取りやめる形で、市と折半をし合いをしながらなのかわかりませんが、新たな施設の建設についての提案は考えられるものか伺いたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 えさしクリーンパークは、菅野ひろのり委員御案内のとおり、そもそも余熱利用の施設ということで建設されております。ボイラーの老朽化について、基本的にボイラーの修繕が10年単位ごとなので、そろそろ期限が来るのですが、建物自体の構造、プールの中の塗装などいろいろな面での営業継続できない要素もございますので、そういったことを踏まえて考えていくことになろうかと思えます。

なので、単に木質バイオマスボイラーにかえたから営業継続できるかということ、なかなか難しいのではないかと考えます。

○菅野ひろのり委員 私は、今回のいわてクリーンセンターの埋め立ての問題とえさしクリーンパークの維持は切り離してしっかり考えるべきなのではないかと思っています。

そういう中で、県の当局を初め、今までの経緯を踏まえ延長していただいて、重油を負担していただいた、もしくは老朽化対策をしながら市に提案していただいた背景を見ますと、県の総括課長を含め担当に大変真摯に御対応いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

その中で、今回のクリーンパークの課題は県に責任があるものなのか、市に責任があるものなのか、お考えをお伺いして終わりたいと思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 基本的にはどちらかの責任というよりも、老朽化しているというところではないか思います。自然な流れとして、建物を建設し、二十数年たったの劣化を県、市の双方とも維持管理できないぐらいに負担がふえてくる状況のものとの問題ではないかと考えております。

○千田美津子委員 二つあるのですけれども、一つは三陸復興国立公園の黒崎園地の遊歩道の修復、修繕についてです。周辺の国が行う整備の部分は非常に進んでいるのですけれども、いかんせん県が整備する部分が一向進んでいるように見えないという陸前高田市からの要望等があるわけですが、今後の見通しをどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○高橋自然保護課総括課長 三陸復興公園の県の施設修繕の関係で御質問いただきました。

陸前高田市の黒崎園地につきましては、黒崎仙峡の展望台及び大祝漁港付近の遊歩道が被災をしている状況にあります。陸前高田市からは、復旧要望ということで市町村要望を受けておりまして、このうち展望台につきましては、今年度内の完成に向けまして、契約事務を進めております。

御質問にありました遊歩道でございますけれども、大祝漁港の付近の遊歩道につきましては、現在海と反対側の遊歩道の西側に 100 メートルほど長くなる迂回路を設置させていただいておりまして、各種のイベントでも迂回路を利用されている現状でございます。今後は、コースがわかりにくいところにつきましては案内標識を立てるなど、利用者の利便性の向上を図ってまいりたいと思っております。

また、復旧につきましては、その迂回路の一部には幅の狭い区間がありますことから、現地の利用状況や公共事業予算の状況等を確認しながらになりますけれども、必要に応じて安全対策を講じるとともに、他の市町村からの要望箇所も含めまして、県全体として計画的な修繕に努めてまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 展望台はそのとおりですけれども、今お聞きしているのは遊歩道です。地元の陸前高田市長にお会いしたときに、全然県のやる気が見えず、ほかの部分が、標識設置が完了し、本格的な利用が始まるときに、遊歩道が迂回路設置を受けて、いろいろやろうとしている部分はわからないわけではないけれども、周辺に合わない整備の状況になっており、これは大きな問題である。このままいくのだったら、陸前高田市でやらざるを得ないという話もされました。でも、そういうことではないだろうと思いません。ですから、観光客にこれから来てもらうという点からしても、この部分についての見通しが地元で持てるような対応をすべきだと思うのです。

県全体の状況を見ながらというお答えでございましたけれども、地元の状況に合わせた対応が必要だと思いますので、その点もう一度お聞きしたいと思います。

○高橋自然保護課総括課長 千田美津子委員から御指摘がございましたとおり、来年度は三陸防災復興プロジェクト、ラグビーワールドカップ 2019 といった三陸復興国立公園でのイベントが予定されております。これに向けまして、復興公園内の施設につきましては、順次整備を続けてきたところでございます。

陸前高田市の要望箇所につきましても、市の担当者とその展望台についての連絡等をとっておりますけれども、今後ともより市との連携、協議等を密にしながら、修繕箇所の特定、修繕の推進に努めてまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 ぜひ連携を密にして対応をお願いしたいと思います。

二つ目は、自然エネルギーの部分で太陽光発電設備に関する困った事象が出てきております。河川法で言う河川敷に指定はされていないのですが、誰が見ても河川敷と思われるところに広大に太陽光発電がつけられようとしています。ただ、その場所は民地であるがために、県も所有権の確認のために立ち会いをしたようですが、業者から太陽光発電設備を設置するという説明を何も受けていなかったために、業者は民地だから何を

やってもいいということで、自然堤防を壊して太陽光発電設備の設置を進めようとしているのです。

胆沢川というのは北上川につながる1級河川で、先月、胆沢川については水位周知河川に指定をされました。ということは、それだけ危険性がある場所で、周辺の方々は数年前にも、近くまで水があふれてきたという状況にあり、民地であっても河川敷と思われるようなところについての何らかの対応が必要ではないかというのが一つです。

それから、この間県も入って設置業者を呼んで説明会を開きましたが、民地であるからということの一点張りで、また説明会を開くということになりました。ところが、その場で、奥の上流でも大規模な太陽光発電設備を河川敷に設置する予定があることがわかりました。自然災害への対応が求められているところに、しかも堤防を壊して太陽光発電設備を設置する事業者が出てきていることは、私は大変な問題だと思います。周辺の方々は、何かあったら誰が補償するのだと、県で補償してくれるのかという話まで出たのですが、現状の法律的な限界はあるのかもしれませんが、これらの実態をぜひ掌握していただいて、対応すべきでないかと思うのですが、この点お聞きをしたいと思いません。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 ただいま千田美津子委員から御紹介いただきました太陽光発電設備の設置につきましては、私どもで詳細を承知しておらないところでございますが、まず再生可能エネルギーの設置の事例につきましては、関係法令の遵守がございますので、関係法令に基づく指導ということがあろうかと思えます。そういったものにもかからないものにつきましては、全国でそういった事例が出てきているということの対応も検討すべきということもございまして、フットボール場の私道のようなものにつきまして対応できるかということも、国も検討していくという方向も示してきております。

再生可能エネルギーの導入促進につきましては当部所管になりますが、河川との関係もございまして、そういった不適切事例につきましては、庁内の関係法令所管部局と十分に連携して進めていく部分であると考えております。状況につきましても随時といえますか、従来から関係課を集めてチームを編成して共有し、課題解決に向けて取り組んでいるところもございまして、今回の件につきましても河川担当課と十分協議しながら、国の助言、指導もいただきながら、解決、対応できるかにつきましても進めていくべきものと考えております。

○千田美津子委員 最終的には今の御答弁に尽きるかと思うのですが、県南広域振興局土木部と一緒に会議にも入っていて、関係法令も調べてはもらっているのですが、何せ民地という限界があって、例えば河川法で言う河川敷に指定する必要があるということも含めて、今後業者との話し合いを進めながらやっていく状況にあります。地元の人たちには全く何の説明もなく、それがあたかも当然のように進められてきています。それから、さっきも言いましたように、太陽光発電設備が広大な地域に及んでいること

で非常に驚いています。ですから、現状では難しいのかもしれませんが、とにかく皆さん心配していますので、ぜひ国も入ってもらって、そういう部分については何らかの対応をしていただきたいと思います。胆沢川は水位周知河川に先月末に指定をされましたので、絶対安心だということはありません。そういうときにこういったことが起きると、逆行することになるので、こういった部分はぜひ県南広域振興局とも連携をし、横の連携のもとで対応していただきたいと思いますので、もう一度考えをお聞きします。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 地域住民との合意形成がないままに太陽光発電設備の設置をすすめているというお話をいただいたところでございます。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法―FIT法に基づきます事業計画策定ガイドラインが改正されておりまして、そのガイドラインの中に地域住民との合意形成につきましては努める規定とはされておりますが、合意形成につきましては十分図ることという規定が盛り込まれておりまして、努力規定部分につきましても今後FIT法上の指導の対象になり得るという規定部分もございますので、そういったことも含めまして対応していき、取り組むべきものと考えております。

○福井せいじ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、議案第3号平成30年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第46号岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上3件の議案は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部関係の予算議案2件について説明申し上げます。

まず、議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第4号）についてであります。議案（その1）の3ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第4号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費のうち1項社会福祉費、3項児童福祉費及び4ページに参りまして、4項生活保護費の合わせて6,237万円の増額と、4款衛生費のうち1項公衆衛生費、3項保健所費及び4項医薬費を合わせて1,330万円余の増額で、総額7,567万円余の増額補正であります。補正後の当部関係の歳出予算総額は1,354億8,747万円余となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。お手元の予算に関する説明書の18ページをお開き願います。なお、金額の読み上

げは省略し、主な内容のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

まず、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費の右側説明欄の二つ目、被災地福祉灯油等特別助成事業費補助は、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の市町村が高齢者世帯、障がい者世帯またはひとり親世帯であって、市町村民税の非課税世帯または生活保護世帯に対し、灯油購入費等を助成した場合にその経費の一部を補助しようとするものであります。

その上の管理運営費と同じページ、5 目国民健康保険指導費は、人事委員会勧告に伴う職員給与改定により年間の所要額の調整を行おうとするものであり、以下同様の事由による人件費の所要額について、20 ページ、3 項児童福祉費の 1 目児童福祉総務費、4 目児童福祉施設費、21 ページ、4 項生活保護費の 1 目生活保護総務費、23 ページ、4 款衛生費、1 項公衆衛生費の 1 目公衆衛生総務費、25 ページ、3 項保健所費の 1 目保健所費、26 ページ、4 項医薬費の 1 目医薬総務費に適正予算を計上しているものであります。

次に、議案第 3 号平成 30 年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。再び議案（その 1）の 12 ページをお開き願います。

12 ページから 14 ページにかけての国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ 20 万 1,000 円の増額であり、補正後の予算総額は 1,140 億 8,858 万 3,000 円となるものであります。その内容につきましては、予算に関する説明書により説明させていただきます。予算に関する説明書の 80 ページをお開き願います。

まず、歳入であります。7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、81 ページに参りまして、歳出でございますけれども、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、いずれも人事委員会勧告に伴う職員給与会計により年間の所要額の調整を行おうとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 議案第 46 号岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。議案（その 2）の 120 ページをお開き願います。なお、お手元に資料を配付しておりますので、ごらんください。

本議案は、先ほど環境生活部から説明申し上げましたとおり、岩手県民情報交流センター（アイーナ）全体の指定管理とあわせまして、アイーナに設置している岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者につきましても、2 の指定する指定管理者の概要に記載しておりますとおり、株式会社 N T T ファシリティーズ、株式会社めんこいエンタープライズ、鹿島建物総合管理株式会社、一般社団法人岩手県ビルメンテナンス協会及び岩手県ビル管理事業協同組合の 5 社で構成する“結（ゆい）グループ”を指定しようとするものであり、指定の期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの

5年間とするものであります。

3の指定管理者候補者選定の経緯及び2ページ目の4のその他の前段につきましては、環境生活部が説明申し上げました内容と同じとなりますので、説明は省略させていただきます。

なお、4のその他の後段に記載しておりますとおり、指定管理者の指定についての議会の議決は公の施設毎に必要であることから、それぞれ議案を提出しているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**福井せいじ委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**高橋元委員** 福祉灯油の関係でございます。9月に請願が出たときに資料をいただいておりますが、当時の資料に9月までの灯油価格の記載がありましたので、10月、11月、12月までわかるのであれば、直近の灯油価格をお伺いしたいと思います。

○**菊池地域福祉課総括課長** 直近の灯油価格についての推移でございますけれども、11月は1,814円、12月は先ごろ発表になっており、18リットル当たり1,759円となっております。

○**高橋元委員** 今回も東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸地域ということで限定をされております。資料があれば高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などの区分はどうなっているのかをお尋ねしたのですが、総額でしかわからないということでした。生活保護が大幅にふえることはないような気がするのですが、高齢者がふえているから、そっちかという思いもしているのですが、対象者の傾向はどうなっているのでしょうか。

○**菊池地域福祉課総括課長** まず昨年度の補助対象事業を御紹介いたしますと、高齢者世帯が1万3,222世帯、障がい者世帯が2,626世帯、ひとり親世帯が936世帯、生活保護世帯が1,102世帯、計1万7,886世帯となっております。昨年度は高齢者世帯が約1万6,000世帯（後刻「1万2,963世帯」と訂正）ということでしたので、高齢者世帯の増加が見られると認識しております。

○**高橋元委員** 東日本大震災津波で被災された方ということですが、内陸にも避難されている方もいらっしゃるのですが、その方は内陸の福祉灯油で賄っているのかという素朴な疑問を持ちまして、もし把握していればその辺の状況はどうなっているか。

もう一点ですが、被災直後の平成26年度に国の交付税措置の支援があった以降ずっとないのですが、県としても要望を出していると思うのですが、その辺は省庁の回答というか、意向はどうなったのでしょうか。

○**菊池地域福祉課総括課長** 内陸避難者の状況であります。これは復興局の調査であります。沿岸部から内陸へ避難している被災者は、10月末現在で約1,100世帯、約2万3,000人（後刻「約2,300人」と訂正）となっております。それから、国に対する要

望について毎年度継続しておりますが、今年度も特に実施の予定というのは聞いておりません。

○高橋元委員 国の支援が平成 25 年度、平成 26 年度だけ特別に認められたとき、内陸で該当者はいないのかということを知りたかったのですが、ちょっと言葉足らずだったのかもしれない。

いただいた資料だと震災前では平成 19 年度、平成 20 年度も特別交付税措置がありました。このときは被災者に限らず全県でありましたので、平成 19 年度は 5 万 3,666 世帯、平成 20 年度は 5 万 6,866 世帯が対象という実績でございます。昨年度の補助対象世帯は、先ほど 1 万 7,886 世帯でしたけれども、平成 19 年度、平成 20 年度と比較すると昨年度は限られた世帯なので、交付金も出やすいという思いもして見ていたのですが、この違いは何だったのか。急激に燃料代が高騰して、国全体として特例措置をしなければならなかったというのが震災前の国の支援だったかという思いもしているのですが、現在も高騰してきておりますので、これはもっと強く国に対して交付税措置を要望すべきではないかと思いますが、その辺を含めてお伺いしたい。

○菊池地域福祉課総括課長 県の補助制度は、内陸に避難された方も対象としているところであります。ところが、内陸に避難された方が住民票を移すと課税の状況などがわからないといったこともありまして、どこまで内陸避難された方に補助しているかという全体的な数字は承知しておりません。

それから、平成 25 年度、平成 26 年度は国から財源の支援があったということですが、灯油価格の状況を見ますと、平成 26 年度は本県でも 18 リットル当たり 1,900 円を超えるといった灯油の価格の上昇が夏のころからあったといったこともあり、財政支援があったものと理解しております。

○福井せいじ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 11 号社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼保健福祉企画室長 議案第 11 号社会福祉施設等の事業者等の要件及び

設備等に関する基準を定める条例について説明を申し上げます。

議案（その2）の56ページをお開き願います。なお、便宜、お手元に配付しております資料、社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例案の概要により説明させていただきます。

本条例案は、資料4ページ以降に添付させていただいておりますが、9月定例会の本委員会においてあらかじめ説明申し上げておりました保健福祉部所管の基準条例の一本化に係る条例となるものであります。資料に基づき条例の概要を説明いたします。

1ページでございますが、まず1、制定の趣旨についてであります。箱書きにありますとおり、地域主権一括法等により制定した条例のうち、事業者を適用対象とする保健福祉部所管の23本の基準条例について、事業者による基準の確認の省力化や本県の独自基準の明瞭化を目的として、制定廃止により1本の条例にまとめ、社会福祉施設等の事業者及び認定の要件並びに設備運営等に関する基準を定めようとするものであります。

次に、2、条例案の内容についてであります。1のとおり、ただいま申し上げました社会福祉施設等の事業者及び認定の要件、設備運営等に関する基準を定めるという条例の趣旨を第1条で定め、2のとおり、第2条でこの条例の適用の対象となる社会福祉施設等を定義するものであります。3のとおり、第3条では事業者等の要件及び設備等に関する基準の原則として、箱書きにありますとおり、4に示しております本県における独自基準を除いて、国の省令等に定める基準をもって本県における要件及び基準とすることとし、4のとおり、第4条から第10条には、第3条で定める基準の原則以外の別段の定めとして、アからキに記載しております、現在各基準条例で定めている本県における独自基準を本条例においてもそのまま規定するものであります。

具体的には、アの医療保護施設の運営の基準においては、医療保護施設は医療法等に基づき適切に運営されなければならないこと、イの授産施設の運営の基準において、授産施設の規模に係る省令の基準を適用するものは生活保護法に規定する授産施設に限ること、ウの特別養護老人ホームの設備の基準及び、一つ飛びまして次のページになりますが、オの指定介護老人福祉施設の設備の基準においては、居室の定員の基準を緩和すること、ページを戻っていただきまして、エの指定介護老人福祉施設の事業者の要件においては、開設者の要件として、特別養護老人ホームの入所定員を30人以上とすること、再び次のページに参りまして、カの認定こども園の認定の要件及びキの幼保連携型認定こども園の運営の基準においては、原則として全ての開園日において、教育・保育相談事業を実施しなければならないこと。以上の7項目を本県独自の基準として定めるものであります。

そのほか、5にありますとおり、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めることとするものであります。

次に、3、施行期日等についてであります。1にありますとおり、この条例は、公布の日から施行しようとするものであり、2にありますとおり、本条例の制定に伴

い、認定こども園の認定の要件を定める条例など、現行の 23 本の基準条例については廃止するものであります。

また、(3) にありますとおり、例えば今回本条例により廃止する条例制定前から存在していた特別養護老人ホームの居室の点については引き続き従前の基準によることとすることなど、廃止する基準条例と同様に所要の経過措置を講ずるものであります。

最後に、(4) にありますとおり、現行の基準条例の廃止に伴い、療育センター条例において引用条項の整備が必要となりますことから、本条例により当該療育センター条例の一部を改正するものであります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**福井せいじ委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第 80 号岩手県全域におけるひきこもり対策の充実を求めるための請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○**山崎障がい保健福祉課総括課長** 受理番号第 80 号岩手県全域におけるひきこもり対策の充実を求めるための請願について、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

まず、1 のひきこもりの定義ですが、厚生労働省のガイドラインによりますと、ひきこもりはさまざまな要因の結果として社会参加を回避し、原則的には 6 カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念のこととされております。

2 のひきこもり実態調査ですが、県ではこれまで全県のひきこもりの状況は把握していなかったところではありますが、ひきこもり者やその家族を必要な相談、支援につなげるとともに、さらなる支援策を検討するため、今年度初めて全県を対象とした実態調査を実施しているところでもあります。

なお、調査結果については現在集計作業を行っており、年度内に公表する予定であります。

3の県のひきこもり支援の実施状況ですが、県では平成21年8月に精神保健福祉センター内に岩手県ひきこもり支援センターを設置し、専門相談員2名を配置して、各保健所とともに相談支援や居場所支援等を実施しております。

また、各保健所においてひきこもり地域ケアネットワーク関係機関支援連絡会を設置し、関係機関との連携を図っております。

下の表は、ひきこもり関連の県予算の推移であり、(2)に記載している相談支援等の事業費を計上しているものであります。(2)の相談支援等の実績については、①、事業内容のとおり、相談支援事業では各保健所が実施している精神科医師による精神保健福祉相談においてひきこもりに関する相談にも応じているほか、ひきこもり支援センターにおいて月3回、年36回のひきこもり専門相談を実施しております。

また、以下、その下にございますが、当事者の居場所支援、家族教室、関係者向け研修会、関係機関支援連絡会、講演会等の啓発事業に取り組んでおり、平成29年度の開催回数や参加人員、人数等は表の右側に記載しているとおりでございます。

②の相談件数の推移は、ひきこもり支援センター及び保健所の相談件数と実人数であり、平成29年度の相談件数は517件、実人数は290人となっております。

2ページに参りまして、4の子ども・若者自立支援対策との連携ですが、平成28年12月に設置した岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議にひきこもり支援センターが参画し、構成員である教育、福祉、保険雇用対策などの関係機関、民間支援団体との連携による支援の充実を図っております。

また、平成29年4月に幅広い分野にまたがる子供、若者の問題に関する総合的な相談窓口である子ども・若者総合相談センターとしてひきこもり支援センターを位置づけ、相談対応を行っているところです。

5の県内のひきこもり支援民間団体には、ひきこもり支援センター、保健所と相談支援や研修事業等を通じて、連携のある団体を掲載しております。

6の国の取組ですが、厚生労働省では、平成21年度にひきこもり対策推進事業を創設し、ひきこもり地域支援センター設置運営事業、ひきこもりサポーター養成研修事業、派遣事業により対策を進めております。

また、内閣府では平成27年度に15歳から39歳までの、5,000人の抽出によるひきこもり調査を実施しており、その結果、ひきこもり状態にある者は全国で約54万人と推計されています。

米印のひきこもりサポーター養成研修事業・派遣事業についてですが、この事業は平成25年度にひきこもり対策推進事業のメニューとして新設されたもので、本人や家族に対する早期対応を目的に、継続的な訪問支援を行う事業であり、養成研修事業は県、派遣事業は市町村が実施主体ですが、これまで本県を含む東北各県では導入しておりません。

なお、厚生労働省に確認したところ、養成研修事業は全国14都道府県が実施している

とのことであり、また派遣事業については14市町村が実施していますが、このうち派遣実績があるのは3市と聞いているところでございます。参考説明は以上でございます。

○福井せいじ委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○福井せいじ委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○菊池地域福祉課総括課長 午前中に御答弁を申しあげました福祉灯油に関しまして、数字でお答えした点について2点ほど訂正でございます。

まず、対象世帯についてでございますが、高齢者世帯について、平成29年度1万3,222世帯、その前年度、約1万6,000世帯と答弁申しあげましたが、平成28年度は1万2,963世帯でございました。

それから、内陸避難者につきまして約1,100世帯、約2万3,000人と御答弁申しあげましたが、人数については約2,300人の誤りでございます。訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○福井せいじ委員長 この際、執行部から岩手県地域福祉支援計画（第3期）の策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○菊池地域福祉課総括課長 それでは、現在策定を進めております岩手県地域福祉支援計画について御説明を申し上げます。

お手元に配付の岩手県地域福祉支援計画（第3期）素案の概要をごらんいただきたいと思っております。

まず、1の計画策定の趣旨の一つ目の丸であります。本県では平成21年3月に岩手県地域福祉支援計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。平成26年度に第2期計画を策定したところですが、二つ目の丸のとおり、計画策定以降も人口減少や高齢化などにより地域の相互扶助機能は弱体化しており、子供の貧困やダブルケアなど、住民の福祉ニーズは多様化、複合化しております。

次の丸でございますが、東日本大震災津波の被災地では、中長期的な見守り支援や新

たな福祉コミュニティーづくりが求められているほか、国では地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の整備などの取り組みが進められております。

最後の丸ですが、こうした状況変化等を踏まえ、ソーシャル・インクルージョンに基づいた地域社会の実現を目指し、岩手らしい地域福祉を推進するため第3期計画を策定するものでございます。

次に、2の計画の位置づけでございますが、本計画は社会福祉法に基づき、県の地域福祉推進の理念等を示し、市町村における地域福祉の推進を支援する計画であり、県民や市町村などが取り組むべき基本的方向を示すとともに、岩手県次期総合計画のもと、福祉の他の計画と連携しながら、本県の地域福祉の総合的な推進を図る計画であります。

資料の下の3の計画の期間は、2019年度から2023年度までの5カ年であります。

資料の真ん中に参りまして、4の地域福祉を取り巻く状況ですが、本県は人口の減少、高齢化が進行し、2025年には高齢化率は35.4%になると見込まれております。

それから、県内の福祉サービス利用者の状況はその下にありますが、居宅福祉サービスの利用者なども含めている状況にあります。

右に地域福祉に関する県民意識について記載しております。本年2月の希望郷いわてモニターアンケートの結果でございますが、地域福祉のイメージとして、誰にとっても暮らしやすい社会をつくること、日常生活で困った時にお互いに助け合うことの回答が多くなっており、地域でお互いに支え合う地域福祉についての理解が進んでいるものと考えております。

5の計画の基本的考え方ではありますが、基本理念は現計画に次期総合計画の理念を加えまして、互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域社会の実現としております。基本方針は、現計画同様、県民誰もが、身近な地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、お互いに個性や尊厳を認め合い、共に生活するという考え方、ソーシャル・インクルージョンに基づいた地域社会の実現としております。

施策の基本方向は、現計画同様、市町村の体制づくり、福祉を支える人づくりなど、記載の5項目であります。

計画の策定経過ですが、学識経験者や福祉関係団体の代表者等による岩手県地域福祉推進協議会を設置しまして、計画案の内容について検討を進めております。

今後パブリックコメントや県内4カ所での圏域意見交換会等を通じて、県民の皆様から広く意見をいただき、推進協議会の審議も経て、今年度中に策定をすることとしております。

次に、2ページ目の施策の基本方向でございます。この計画策定に当たっては、国からガイドラインが示されております。1の(2)の包括的な支援体制の整備への支援は、ガイドラインで新たな項目として示されたものですが、それを踏まえまして、新規項目としております。福祉サービスや生活支援サービスなどが包括的に提供されるよう、市

町村における包括的支援体制の整備を支援するものです。

なお、この資料で主な取り組み、それから事例紹介としておりますが、本計画ではさまざまな県内外の取り組み事例を紹介することによりまして、市町村の取り組みを支援していくこととしております。

2の福祉を支える人づくりでは、地域福祉活動コーディネーターやボランティア等、地域福祉を担う人材の育成や住民がお互いに支え合う地域福祉の意識の醸成を進めるものであります。

3の福祉サービス提供の仕組みづくりでは、各分野のサービスが総合的に提供される地域トータルケアシステムの構築など、高齢者、障がい者、子育て家庭など、地域で支援を必要としている人たちを支えるための仕組みづくりを進めるというものであります。この項目で、(2)、(3)は国のガイドラインに基づく新規項目であります。高齢者や障がい者などの在宅生活を支える各種のサービスなどについて、それぞれの分野の県の計画との整合性を図り、記載をしているものであります。

(5)の権利擁護の推進は、第2期計画策定後に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されたことなどを踏まえて、新規としております。

4の福祉でまちづくりでは、住民による生活支援の仕組みづくりや社会福祉法人、企業などによる地域貢献活動など、住民や民間団体等による地域福祉活動の取り組みを促進するものでございます。

5の被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援では、被災地における中長期的な見守り支援体制の充実や地域の支え合いによる新たな福祉コミュニティづくりを進めるものでございます。

以上が岩手県地域福祉支援計画（第3期）の概要についての説明でございます。

○福井せいじ委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○菅野ひろのり委員 一般質問で郷右近議員や佐々木努議員からも質問がありましたが、胆江管内の小児科医療体制について質問をしたいと思います。保健福祉部でやっているかどうかかわからず恐縮ですが、まず質問させていただきたいと思います。

地元の話でもありますから、簡潔にしたいと思います。まず盛岡市と胆江の医療圏の中で、小児科は2.7倍の開きがあり、奥州市は胆江管内で最も少ないという状況であります。その中で二つありまして、一つは今回よく要望されているのが、臨時でもいいからという言い方ではあるのですが、何とか小児科の医師を派遣してもらえないかという内容だったと思います。それに対しての御答弁は一般質問の中で触れられていなかったかと思っております。改めてその認識をお伺いしたいのが1点でございます。

2点目としまして、地元の実態はどうなのかというと、まず小児科のクリニックで奥州市総合水沢病院、医療法人社団創生会胆江病院に行っていた割合がどうかというと、意外と全てがそちらに行っていたわけではなく、より充実していた県立中部病院、北上済生会病院にお願いしていたと。答弁の中でもそこが重点的に触れられておりますし、

私もそうなのだろうと思っておりますが、その圏域を超えて、ワンコールでしっかりとサポート、受け入れをしてくれる体制をつくっていくという御答弁がありました。具体的にはどんなスケジュールでどうなっていくのか、踏み込んでもうちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○**稲葉地域医療推進課長** 奥州市の小児科の関係の御質問でございます。

医師の配置を何とかして欲しいという御要望は各方面からいただいているところでございますが、小児科医は、産婦人科も含めてですけれども、本当に医師数の少ない診療科に当たっております。主な派遣元となる大学におきましても、非常に厳しい体制の中で医療を担っているわけございまして、そこから1人の医師を出すといったこと自体がなかなか厳しいという状況にあるということはまず御理解いただきたいと思っております。

それでも、なお胆江圏域の小児医療、入院を中心に今まで担ってきた医療機関が休止といったことですので、圏域にとっても県全体の医療体制にとっても非常に厳しい状況に置かれていると認識しておりますので、引き続き我々も奥州市も含めて、岩手医科大学ともよく相談して、どういう体制で臨めるのか話し合いを続けていきたいと思っております。

クリニックからの圏域を超えた紹介でございますが、通常はまずかかりつけの診療所にかかり、症状が重いときに紹介される形がとられると思いますが、通常の診療の中でもとられることはあるのですけれども、今回は入院を扱っていた医療機関が休止といったことございまして、その部分を手厚くする必要があると思っております。圏域を超えて、例えば北上済生会病院、県立中部病院、県立磐井病院といったように、症例とか、こういったときには転送しましょう、紹介しましょうという再確認をしていきたいと思っております。我々と県内の小児科の方々と構成している委員会がございまして、そちらの場を活用して確認していきたいと思っております。

○**菅野ひろのり委員** 確認というのはどういうことでしょうか。何を確認するということをおっしゃっているのかをもう少し説明いただきたいのと、あわせて要は今までかかっていた入院施設のキャパシティの部分が新たに北上済生会病院や、北上圏域で受け入れられる容量があるのかどうか。またあわせて、そこにしっかりとお願いをしたとき、救急搬送を確実に受け入れてもらえる担保がしっかりとされるのかどうかの二つが重要だと思っておりますが、その部分の御答弁をいただきたいと思っております。

○**稲葉地域医療推進課長** 初めの何を確認するかといった質問でございますが、先ほども少し述べましたが、症状によって県立磐井病院がいいとか、北上済生会病院がいいとか、あとは空きベッドの状況といったあたりの連絡体制、連絡方法を、こういう方法をとって患者搬送の依頼を行っていききたいといったところの共通認識を持っていただこうといったところを考えています。

そして、現在の隣接圏域での病院の受け入れ可能の対応状況でございますが、当方で

も県央保健所でも圏域を超えた病院の状況も情報収集等々依頼のために訪問して、こういう胆江圏域の奥州市の状況を説明しているところでございます。その状況によりますと、困った状況では何とか受け入れるように努力するといった話もいただいておりますので、そういったあたりをだんだんと地元と詰めていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 ぜひ受け入れの担保をお願いしたいと思ひますし、そもそも言葉はあれですが、奥州市が発端になっている部分があるのだらうという中で、県の皆さんにこのようにお願いするのは大変恐縮なところでもあるわけですが、市民も受け入れられますし、県民も市民であるという中で、何とか自分のところだけというものではないのですけれども、引き続き緊急性が高いという中で御対応を何とぞお願いしたいと思ひます。

○野原技監兼副部長兼医療政策室長 本会議でも質問いただきまして、知事からも御答弁申し上げましたとおり、私どももこのたび胆江地域の小児の入院を担当している機関が休止に至るということを非常に重く、また深刻に受けとめております。県といたしましても小児の1次医療に関しては市の役割は大きいというものの、圏域を超えた小児医療体制、全県の中でどうしていくかという部分については、私どもの責任が大きいと思っております。先ほど課長から申し上げましたとおり、奥州市の子供を持っていらっしゃる保護者の方々は非常に不安になっていらっしゃると思ひます。

そうした意味で、こうした場合にどのような形で体制がとれるのか、また圏域外の入院医療機関といったところの分担をきちっと進めまして、きちっと対応できるような体制をこれからもとっていききたいと思ひます。

また、県全体で小児の緊急の対応をとる場合に盛岡圏域で毎日空きベッドを必ず1床設けて、圏域外の小児を受け入れるという体制を従来からとっております。また、大学でも重症の小児患者は全部きちっと診るという体制がとられておりますので、症状に応じた役割分担に応じて、適切な医療を受けられるような連携体制については引き続きとってまいりたいと考えております。

○高橋元委員 医師不足の問題については、議会ではずっと話題になっておりますし、特に産婦人科医と小児科医の勤務がかなり厳しく、なり手が無いということで、医師不足に拍車をかけているという説明でずっと来ております。しからば現状の養成がどうなっているのか。岩手医科大学を含めて、我々はこれほど必要としているわけですから、いろんなところで努力してもらっているのではないかと。それがしっかりと実を結んで医師の卵がふえてきているのかどうか、その辺についてはどう思ひますか。

○野原技監兼副部長兼医療政策室長 御指摘のとおり、産婦人科、小児科に関しましては、県全体で見ても全国に比べて人口当たりの医師数が少ない医師不足の状況、また偏在といった状況がございます。これは、ほかの診療科もそうですが、特に産婦人科、小児科は厳しいと考えております。

一方で、我々の対策でございます。地域枠などの奨学生に関しましては、原則偏在対

策のため中小の医療機関で一定期間勤務する運用としてきましたが、小児科、産婦人科に関しましては、義務履行期間の全期間を周産期母子医療センター等で勤務できるという特例も認める運用を始めたところでございます。

また、確かに開業医の医師が高齢化している分野でございますが、一方ではかの診療科に比べて30代ぐらいの医師も必ずしも少ないというわけではないのです。そういった意味でも、そういった若手の医師がきちっと地域で力を発揮していただけるような仕組み、奨学金制度の運用もそうですけれども、勤務環境の整備でありますとか、診療ネットワークの整備でありますとか、さまざまな手だてを行っているところでございますが、我々は産婦人科や小児科の分野については危機感を持っておりますし、産婦人科や小児科の育成をしている大学でも危機感を持っております。

また、今般岩手医科大学が矢巾町に移転するに当たりまして、小児、周産期、救急、この部分の充実という部分に着目をして、私ども県としても支援をしているところでございますし、その部分の体制は今後強化されてくるものと理解しており、そうした病院の魅力が若手医師の育成、あとは県内からの魅力という形で発信し、将来にわたっては産婦人科、小児科を初めとした医師確保、医師不足解消に向けて進んでいくものと期待しているところでございます。

○高橋元委員 いずれこの少子化が進行しないように安心して子供を産み、育てられる環境、岩手はすばらしいという環境をつくっていかないと、なかなか岩手の人口減少にも歯どめがかからない。かといって医師に負担をかけるわけにもいきませんので、例えば他県の事例といったものも含めて、より先進的な取り組みを今後とも期待をしたいと思っております。

○千田美津子委員 地域福祉支援計画で1点お尋ねいたします。

先ほどの御説明の中で福祉サービス提供の仕組みづくりで、(2)と(3)は国のガイドラインに基づくという御説明でそれはわかりました。(4)の誰もが安心して生活できる地域づくりの中で、岩手にとっては昔からの大きな課題だったと思うのですが、自殺対策の推進が新規となっております。今なぜ新規になったのかということも含めて、岩手県の自殺対策の現状についてお聞きをしたいと思います。

○菊池地域福祉課総括課長 地域福祉支援計画において、新たに自殺対策の推進というものを盛り込んだということではありますが、先ほどちょっと十分な説明をしませんでしたが、国のガイドライン等の中でこういう福祉関係のものを、あらゆるものの要素を地域福祉支援計画に盛り込むということもあって、新たに項目として取り入れることとしたところでございます。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 自殺対策の取り組みの現状ということでございますけれども、県におきましては、岩手県自殺対策アクションプランを策定いたしまして、官民を挙げてそれぞれの役割分担に従いまして、包括的な自殺対策プログラム、いわゆる久慈モデルを推進しつつ、各行政あるいは市町村、民間団体、保健所等々、各主体が

適切な役割分担のもとで自殺対策に取り組むという状況でございます。

自殺対策の現状を申し上げますと、最新の情報が平成 29 年度になりますけれども、10 万人当たりの自殺者数ということで、本県の自殺死亡率は 21.0、人数でいいますと 262 人の方が自殺されているということでございまして、順位で申し上げますと 47 都道府県の中で下から 2 番目と、ワーストツーになっております。

○千田美津子委員 ワーストツーだからいいということではないのですけれども、前は本当に上にあって、非常に心配をしておりました。

先ほど答弁のあった、アクションプランで全体的に取り組んでいるけれども、今回の地域福祉支援計画にも盛り込んで、より充実させるというか、両面から福祉的なサイドからも計画を大きく進めていくということによろしいのでしょうか。そこを確認して終わります。

○菊池地域福祉課総括課長 今委員からお話のありましたとおり、各計画はいろいろありますけれども、それとうまく連携をして、地域福祉の向上を図っていくという計画でございまして。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 補足として申し上げますと、先ほど本県においては、岩手県自殺対策アクションプランに基づいて自殺対策の取り組みを進めていると申し上げたわけですが、現在のプランが今年度で計画期間が終了するというところで、現在来年度からの新たな自殺対策アクションプランの策定作業を行っているところでございまして、新しいアクションプランにおきまして、さらに自殺対策の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○福井せいじ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。

次に、医療局から岩手県立病院等事業に係る次期経営計画最終案について発言を求められておりますので、これを許します。

○吉田経営管理課総括課長 県立病院等事業に係る次期経営計画最終案について御説明を申し上げます。

次期経営計画につきましては、中間案により 9 月 28 日から 10 月 24 日までパブリックコメントを行った後、医療局内の各職員代表による検討委員会、第三者委員会である県立病院経営委員会で御議論いただき、いただいた意見を踏まえ、必要な見直しを行い、今般最終案を策定したところでございます。

資料の 1 の次期経営計画中間案からの見直し内容についてでございますが、医療技術部門の職員配置計画などを見直したところでございます。具体的な内容につきましては、1 枚おめくりいただき、新旧対照表をごらん願います。まずは、新旧対照表の左側に表記しております計画本文のページ数で 36 ページの部分でございます。奨学金養成医師に

つきましては、定義を明確にするため、県医療局、市町村の修学資金による貸し付けを受けた医師と明記したものでございます。

次に、50 ページでございます。医師の働き方改革に関する検討会につきましては、所管省庁が厚生労働省であることから修正を行ったものでございます。

次に、53 ページでございますが、経営計画の推進、評価体制について明示すべきとの意見がありましたことから、取り組みの実績につきましては、第三者委員で構成する経営委員会の審議を経て公表することを明記したものでございます。

次に、80 ページ、職員配置計画の見直しについてでございます。医療技術部門の職員の育児休業等の取得に対する代替職員について、看護師と同様にあらかじめ必要な数を見込むことにより、36 人の職員を確保することとし、計画に盛り込んだところでございます。

81 ページの収支計画についてでございますが、医療技術部門の職員配置数を見直したことに伴いまして、必要な収益、費用を再計算したことから、収支計画についてもあわせて修正したものでございます。

最終的な損益につきましては、下から 2 段目の損益の欄でございますが、中間案と同様に 16 億円から 17 億円を見込んだところでございます。

82 ページの数値目標でございますが、収支計画の修正に合わせ、経営指標について修正したものでございます。

以上が中間案からの見直し内容となります。

資料の 1 ページ目にお戻りいただきまして、2 の次期経営計画最終案についてでございますが、(1) の計画期間につきましては、素案で御説明した内容と同様、6 年間とし、3 年後に見直しを行う予定としております。(2) の基本方向につきましても、素案からの変更はございません。県民に良質な医療を提供するため、必要な投資に対応した黒字の確保や医師等の職員の確保などに取り組むため、県立病院間、他の医療機関及び介護施設等を含めた役割分担と地域連携の推進など、五つの基本方向を定めたものでございます。詳細につきましては、概要版及び本文を配付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

なお、参考として記載しておりますが、パブリックコメントにつきましては、9 月 28 日から 10 月 24 日までの約 1 カ月間実施し、127 人から 186 件の御意見をいただいたところでございます。主な意見といたしましては、常勤医の確保、産休、育休等を見越した看護師の確保、経営計画の推進、評価体制計画への記載などの御意見があったところでございます。

最後でございますが、次期経営計画では基本理念、県下にあまねく良質な医療の均てんのもと、五つの基本方向に基づき、市町村や介護施設等々と連携し、地域包括ケアシステム構築に参画するとともに、医師確保、医師の負担軽減や看護師、医療技術部門などの職員体制の整備や人材育成、働きやすい職場環境の整備を進め、県民に良質な医療

を持続的に提供してまいります。あわせまして、収益の確保等に取り組むことにより、持続可能な経営を行うための基盤を確立してまいります。

今後6年間、次期経営計画の達成に向け、医療局、本庁及び県立病院等が一体となって取り組んでまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○**福井せいじ委員長** ただいまの報告に対して何かありませんか。

○**岩崎友一委員** よく考えれば、中間案の段階で質問すべきだったと思うのですが、この経営計画の中には、多くの県立病院が老朽化をしてきて、建てかえないしは整備していかなければならない県立病院あるいは地域医療センターがあるかと思えます。ですが、その辺が全く反映されていないわけであり、この計画は経営という全体を見ている計画かと思えますので、そういった次の県立病院の建て直しの計画等々も入れ込んでいくべきかと思うのですが、医療局として、今老朽化して建てかえ等をしなければいけない病院をどのように捉えているか。また、計画に組み込むべきだということに関しての見解をお伺いしたいと思います。

○**吉田経営管理課総括課長** 県立病院の改修計画につきましては、お手元に配付してあります本文の48ページに記載しております。病院の施設整備につきましては、良質な医療を持続的に提供するため、劣化の調査を踏まえて、計画的に解消を進めると記載しております。具体的には今年度、来年度に集中的に病院の劣化の調査を推進します。その結果を踏まえて、計画的に改修を進めていこうと考えております。

○**岩崎友一委員** 県立釜石病院は典型で、市から県にも要望が上がっていると思うのですが、県でも県立釜石病院以外にもいろいろあると思うのですが、そうなりますと来年、再来年で劣化の状況を調査した上で、この計画自体は3年後に見直すとなりますけれども、その3年後の見直しの段階で具体的にどの病院の建てかえをいつの時期に幾らですという具体的な数字も収支計画の中に入ってくるという解釈でよろしいですか。

○**吉田経営管理課総括課長** 現計画においてですが、病院の改修等については、まずは現計画において被災3病院の再建という部分を最優先で取り組んできたというところがあります。そうしている間に7年間が経過し、ほかの病院も大分老朽化が進んだというところでもあります。そういったことを踏まえまして、現在集中的に劣化の調査を実施しているところではありますが、その結果を踏まえて、改修等について取り組んでいくというところがございます。3年後の見直しの際に、具体的にこの経営計画の中で記載するかどうかにしましては、状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

○**岩崎友一委員** 経営計画なので、民間の普通の株式会社だとそういうハード面の整備というか、何かを建てかえるとか、そういったものも当然計画に入ってくると思います。

例えば建てかえ、新しい土地に移転するという場合に、用地の取得から新たな建設費というのは莫大なお金がかかる。そうすると、県立病院会計に与える影響も非常に大き

いかと思いますので、そういったのは3年後の見直しの際にぜひ入れていただきたいと思いますので、その点をお願いしたいと思います。大槻医療局長から何かあれば。

○大槻医療局長 今回の経営計画の中では、建てかえを含めた改修費についてを内部留保資金として確保するような計画になっています。なので、金銭面についてある程度余裕を持たせた格好で考えております。実際に今現在各圏域の地域医療構想調整会議の連携会議をやっておりまして、そういった中でそれぞれの圏域の中での県立病院の立ち位置というのが少し変わってくる可能性もあると思っております、そうすると新しく建てかえる場合、病院の規模というものが変わってくるので、新設という部分については、今の時点ではなかなか書き込みにくいと思っております。

ただ、県立釜石病院を初め、おかげさまで県立病院は耐震補強については全部終わっておりますが、病院という性質上、例えば水回りなど給排水の関係などがかなり劣化する可能性もございますので、大規模改修については劣化の調査の結果を踏まえて、すぐに取り組みをさせていただきたいと思っております。

○岩崎友一委員 3年後の見直しの段階で計画に入れ込むという点に関しては、触れられませんでした。いかがですか。

○大槻医療局長 先ほどちらっと申し上げたのですけれども、地域医療構想調整会議の中で医療圏そのものもあるでしょうし、今現在の医療圏の中での県立病院とか他の医療機関との役割分担、あるいはこういった機能を求めるのかという話もあろうかと思っております。

そういった部分を踏まえた上で、私どもの計画に盛り込む必要があるのかと思っておりますので、現在のところどういう方向にとはなかなか書き込めないかと思っております。

○岩崎友一委員 現段階の状況はわかりました。これは大事な視点だと思いますので、ぜひこれからしっかり前向きに検討をお願いしたいと思います。

○千田美津子委員 最終案ということで示されまして、この間いろいろ指摘した中で、特に医師、看護師の部分では見直しをしていただいて、それは本当に評価をいたします。ただ、医師については、現場でも相当苦勞されていると思います。さっきの保健福祉部でもいろいろ議論がありましたけれども、本当に計画以上の医師確保ができるように、奨学金養成医師だけでなく、さまざまな形の医師招聘をぜひ実現していただきたいと思っております。今医療局として、この辺に力を入れるとか、本庁と連携をしていると思われるのですけれども、過去の計画では相当な増員計画があつたが、実際は計画通りではなかったわけですから、これを超過達成する形で、何よりも県立中央病院が指摘されたような医師の過勞を心配するので、そういった意味では医師確保にぜひ力を入れていただきたいと思うのですが、その部分で今の医療局としての取り組み、それからこれからの考え方についてお聞きしたいと思います。

○菅原医師支援推進監 医師確保でございますけれども、新たな経営計画に取り組むに

当たりまして、現在も招聘医師の確保や、これからの取り組みとしましては、新たにこれから取り組む新専門医制度の中で、県立病院の中でのプログラムがあります。それを活用した中で奨学金養成医師は義務履行も両立できる仕組みということもありますので、今の医学生の方々の中で実施している面談を通じまして、県立病院の中でのそういった初期臨床研修から通ずる専門医制度、なおかつ連携をとった中で義務履行も両立できるプログラムがあることを十分に説明した上で、岩手県に初期臨床研修で入っていただくことも含めて勤務していただくことを取り組んでいこうと考えております。

○大槻医療局長 ちょっとつけ加えさせていただきます。医師の確保については、いわゆる初期研修医の確保、招聘医師の確保、初期研修を終わった後期研修の方々の確保という3種類あるわけですが、初期研修については、それこそ議会での御議論も踏まえた格好で、地域枠等ができて、初期研修は割と順調にいっています。それから、招聘医師につきましても今回の計画は、今までの実績を踏まえた格好で、年間これくらい招聘に成功しているという数を見込んだ形にさせていただいています。私どもで頑張らなければならないもので、初期研修が終わって、義務履行の方々が大学院に行ってしまう形で履行延期になって、結局手元からいなくなってしまうのを避けたい。その方は、将来的には戻ってきていただけると思うのですが、10年後に戻ってきていただいた場合にも、その時点での医療需要は今とちょっと違っているのではと思います、今必要だろうと思っています。

ですので、この初期研修の方々が大学に戻らずに県立病院で専攻医を取得できるような取り組みを今行って、それで今回の計画の人数を達成させたいと考えております。

○千田美津子委員 本当に10年後あたりにはかなり充実するだろうけれども、今確保する上で、今御答弁あったような取り組みをぜひ逃さないで、いい環境を保つということが後につながると思いますので、ぜひこれについては引き続きお願いをしたいと思います。

この計画の中で医師数の比較というのが18ページに書いてありまして、改めて見ますと、小児科は平成24年度と比較しても3名減、それから産婦人科も減るという状況の中で、周産期医療についてはとりわけ頑張る必要があると思います。私は医療局としてもぜひそういう部分で知事が提唱している（仮称）地域医療基本法によって実現した部分もあるとは思いますが、地方の偏在が特に岩手県では顕著にあらわれているわけなので、その部分の実効性のある取り組みをやらないと、岩手県で子供を産み、育てるというのはこんなに困難になる状況は、この表を見ても一目瞭然なので、奨学金養成医師ではすぐには対応できないので、普通の招聘の医師確保という点で、他県の医学部との連携等々が必要かと思うわけですが、その部分についてお聞きをしたいと思います。

○菅原医師支援推進監 他の大学等との連携を図りながらというお話でございましたけれども、岩手医科大学にも医師派遣の要請等を行っているところでございますが、あとは関係大学につきましては、東北大学にも関連病院での医師派遣等につきましてお願いし

ているところがございますが、その大学におきましてもなかなか充足するのは難しい状況というところは岩手県と余り変わらない状況があります。そういう中でも引き続き招聘でできるだけ小児科、産婦人科の医師の情報があれば、積極的にこれからも訪問しながら、岩手県での勤務をしていただくことをお願いすることを進めていきたいと考えております。

○千田美津子委員 その面をもっと大きく見て、もう少し東京方面とか、厚生労働省の力をかりるということも必要ではないかと思います。私は（仮称）地域医療基本法を打ち立てたことはインパクトがすごくあったと思います。賛同する県が非常に多いのですけれども、それを提唱はしたけれども、こういう大変な状況にあるということで、これはこれまでの取り組みをもっと前に進めることが医療局としても必要ではないかと思っておりますので、そういう部分でぜひ大槻医療局長の御意見を聞きたいと思っております。

○大槻医療局長 御心配の向きは非常によくわかりまして、（仮称）地域医療基本法の関係につきましては、私どもだけでなく、まさに知事が提唱していることに賛同していただいて、北海道東北知事会などから要望は出させていただいております。

そのほか、私も所属しておりますが、全国自治体病院協議会でもそういった活動はしておりますけれども、最後のところに行きますと、やはり職員の選択の自由という部分との絡みが出てまいりまして、省庁まで行くとそういったところでの攻防になっているというのが現状でございます。

例えば岩手医科大学、東北大学だけではなく、ほかに目を向けてというお話でございますが、特に産婦人科の部分、例えば腫瘍摘出という部分はまた違うかと思うのですけれども、お産に関連した部分につきましては、同じような術式といいますか、そういうところで、しかもそれがチームを組んでやるという今の学会の主流がございまして、学会では10人ぐらいの産婦人科医がいなければだめだという意見もございます。なので、そういった部分の中で1人、2人だけというのはなかなか難しい部分があるかと思っておりますけれども、例えばやり方として、今の周産期医療圏のセンターはセンターとして活用しながら、より自宅に近いところで看護師、助産師を含めて、そういったケアができるような体制を組んで、できるだけその地域の方々に安心していただくという方法を今とるような格好でいろいろ模索をしているところでございます。

○千田美津子委員 いずれ引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。本会議でもあり、先ほども議論があったのですが、胆江地域の小児科医療に関連して、県立胆沢病院の小児科に触れたいと思っております。今いらっしゃる常勤の医師は、東日本大震災津波後に就任をされた方で、ずっと1人で対応されていると聞いています。それから、非常勤の先生方もいらっしゃるのですけれども、県内からいらしているのかと思ったら、県内は一人もいらっしゃらなくて、全国から1泊2日という形で応援に来ていただいているとこの間知りました。ですから、県立胆沢病院では今のところ子供たちの入院のベッドは10床ほどあるのだけれども、先生の対応がそのとおりで、この間行ったときは先生が2人で

精いっぱい状況がありました。

先ほど菅野ひろのり委員が質問したときに、北上市とか一関市の対応という協力ももちろん必要なのですが、子供については急変することがありまして、30分、40分の移送は困難な容態になってしまいかねないので、今ある県立胆沢病院に先生をもう少し集中してもらって、今までの奥州市総合水沢病院は1人に換算すると20人くらいの子供たちが入院していたようですが、20人まではいかなくても、せめて10床あるベッドに子供たちが入院できるような体制をとるための手だてを全国から来ていらっしゃる小児科学会の先生方の厚意は厚意としても、県内で非常勤の体制で応援するということも私は検討していただきたいと思うのです。ですから、今この事態を乗り切るには、昨日もテレビで特集になっていますけれども、子供たちの命がかかっている問題でもありますので、ぜひそういった意味では現在の病院の……。

○**福井せいじ委員長** 発言の途中ですが、千田美津子委員に申し上げます。

先ほど冒頭でも説明したのですけれども、本日は執行部職員の出席要求は行ってないところであり、医療局の求めに応じて、次期経営計画についての発言を許したものでありますので、次期経営計画に関する質問に限らせていただきます。

○**千田美津子委員** もちろん関連するのです。

〔中平均委員「では、早くやってよ」と呼ぶ〕

○**千田美津子委員（続）** やっています。聞いてください。

そういうことで、県内の大変な状況はわかりますけれども、そういう中でぜひ県としても責任を果たすための努力をお願いしたいと思っておりますが、その点お聞きをいたします。

○**菅原医師支援推進監** 県立胆沢病院の医師の充実ということでございますけれども、医師の派遣元であります岩手医科大学には、これまでも医師の派遣ということでお願いしているのですが、これも前の答弁でもお話しさせていただいたのですが、大学自体なかなか医師がいないということで、現時点での充足はなかなか難しい状況にあります。そうした中で、県立胆沢病院につきましては小児地域支援病院ということで、一般の小児の治療に当たっているところでございますので、そうした中で入院が必要とか、それから重症の患者につきましては、近隣の医療圏でありますけれども、県立中部病院、県立磐井病院と連携体制をとっているところでございます。

また、県立胆沢病院の中で、夜間で対応する先生は一般の先生が対応されまして、専門的な対応につきましては、専門の小児科の先生に意見を聞きながら治療を進めているところでございます。そうした中で連携ということで、県立磐井病院との中でそうした救急とかのところでの連絡体制をとりまして、必要な場合には県立磐井病院で、患者様の了解のもとですけれども、入院とか治療とか、受け入れすることの体制はとっているところでございます。

○**大槻医療局長** 今回の経営計画の中で、周産期医療のお話ですけれども、周産期に関

連した新生児につきましては、周産期医療圏という中でやらせていただきますが、普通の小児科は書いていないわけです。普通の小児科の話をさせていただきますと、現在も胆沢病院の場合は計画づくりに関係して実績調査をしたところ、平成29年度の実績でいいますと小児科の関係では、年間500人ぐらいの入院患者を受けています。それから、風邪を引くとかインフルエンザかもしれないと言って時間外に来る方も含めてなのですから、時間外もかなりの数を受けています。それは、お一人の常勤の医師が中心でやっておりますが、この医師の負担もかなりの負担になってくるのだと考えておまして、こういった実績もありますので、今現在医師支援推進室中心に何とかこういった部分の負担も減らすような格好で、関係機関に対しては、ぜひこういった部分の手厚い支援をお願いしたいというお願いをしている最中でございます。

○千田美津子委員 では医師確保についてはよろしくお願いたします。

それでは、看護師についてでございます。看護部門の見直しもされてはおりますけれども、実際に病院の適正化という部分で減るという見通しが立てられているのですけれども、具体的にはどんな形に進み、どういう根拠でこの数字が出てきているのかについてお知らせをいただきたいと思っております。

○三田地職員課総括課長 次期経営計画案の中での看護職員の数につきましては、これまでも入院、外来ともに患者数が減少傾向で推移してきております。今後においても上昇に転じるということは考えにくい情勢にありますので、患者数の減少に見合う分は適正化を図るという趣旨で、今言います担う分を予定したほかに、診療の高度化、医療内容の充実に見合う分のプラスを見込みまして、さらに産休職員の補充体制を充実するという三つの構造で計画を立てたところでございます。

○千田美津子委員 患者数については、確かに実績を見ますと減っているのですが、そういう考え方もあるのかと思っておりますが、ただ一方では9日夜勤の問題、決して減ってはいない状況、それから年次有給休暇は、前よりは平均的に少しはとれるようになったかと思っておりますけれども、いずれ8.幾らという形で低いです。ですから、働き方改革という点からいっても、患者が減ったから、すぐ看護師まで減らしていいかという、そうではないと私は思うのです。看護師配置の基準だってそのとおりですので、単純に何病棟減るとい形にはならないのかと思うのですが、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○三田地職員課総括課長 患者数の減少に伴いまして、例えばある病院で病床の利用率がかなり変化するという事態が生じた場合のわかりやすい例でございますけれども、総務省で出している公立病院改革ガイドラインにおいても、病床利用率が70%を下回る病床が続くようであれば適正化を図るべきとしておりますので、そういった基準も踏まえながら、どちらの病院をどうするというのではなくて、今後の動向を見ながら、適正化すべきところは適正化していく考えでございます。

○大槻医療局長 ちょっとつけ加えさせていただきます。総務省のガイドラインの話で病床利用率の7割というのはありますけれども、これもまた地域実情に応じて考えると

いう話にしておりますので、そのまま機械的に7割ということで切ったからどうのこのという話ではございません。

一つは、患者数が減っているというのは入院だけではなくて外来も減っているわけです。それは、地域の人口も少し減っていることもあるでしょうし、それから薬剤の長期投与という原因もあります。そういったところで、看護の仕事、夜勤との関係で、病棟に注意が向きがちですが、外来もきちっと整理をしていかなければならないなと思っておりますし、昨日も斉藤議員の質問に対してお答えさせていただきましたけれども、去年から今年にかけて8日を超える夜勤につきましては第2・四半期で大体40%ぐらい下がっていますので、事務の適正化とか、それから夜間に行うカンファレンスのような会議をある程度整理をするということも含めて業務の効率化を図って、何とかそういった部分での働きやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

○千田美津子委員 さまざまな努力の中で、夜勤の回数も減ってきていることは大変すばらしいし、働く方々が元気で、そして県立病院はいい病院だと言える格好にさせていただくことが採用試験のときに応募者がふえることになると思うので、県立病院には行かないほうがいいのかとうわさになるようなことを言われるようではなくて、地域、県内、県民に頼りにされる県立病院を目指して、この計画は反対するものではありませんけれども、その時々々の事情というのを勘案していただきながら、ぜひこれを遂行していただきたいと思っておりますので、一言いただいて終わります。

○大槻医療局長 地域の皆さん、あるいは受診者の方々から愛される病院を目指すところでございます。この計画そのものには書いてはおりませんが、震災復興から立ち上がった沿岸の3病院が全部完成いたしましたし、これもまた地域医療再生基金という国民の浄財でできた病院だと思っております。こういったこともございますので、来年度何とか地域に密着した病院を皆さんに紹介する企画も考えておりますので、そういった中で将来的に自分たちの雇用場所がここにもあるのだとわかるような取り組みをこれから少しずつ取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○木村幸弘委員 私から、2点お聞きしたいと思えます。

一つは、今日パブリックコメントを踏まえた見直しで説明があった点で、いわゆる奨学金養成医師の定義の明確化ということで、それぞれの貸付資金の出どころ別にきちんと明記をしたということでしょうけれども、改めて定義の明確化をしたということは何か理由があるのでしょうか。

○吉田経営管理課総括課長 奨学金養成医師でございますが、最近この地域枠の部分での奨学金養成医師の取り組みから3年経過し、配置もなってきたというところがありますので、そういったところが奨学金養成医師の数というふうに公開されたところもありますので、医療局の奨学金養成医師、それから市町村の奨学金養成医師、それぞれありますので、それらの奨学金養成医師全てについての奨学金養成医師を確保できるよう取

り組んでいくということを明確にするために記載したところでございます。

○木村幸弘委員　ここで言う他の医療機関を含めた役割分担と地域連携の推進という位置づけの中で、それぞれの奨学金制度を利用して医師が養成されているわけですが、その際の配置の考え方として、ここにはその表現として圏域内や肋骨連携、広域連携等による支援を行う必要があるということも含めて掲げられているのですが、これはつまり奨学金の資金をそれぞれの機関の中で利用した養成医師が、その枠内の中でいわゆる研修医として、あるいはそういった義務履行するために勤めるというところで区切りをつけてしまうのか、それともこの貸し付けというところはそれぞれだけれども、今の岩手県の医師不足の厳しい現状を踏まえれば、それぞれに岩手医科大学、県立病院、そして市町村立病院という枠の中だけで医師をやりとりする、配置を考えるのではなくて、全体を網羅した中で、お互いにこの岩手の医療の危機を乗り越えるための医師の配置について、お互いにしっかりと連携をとっていくという意味で捉えられているのか、その辺はどうなのでしょう。

○菅原医師支援推進監　養成医師の配置につきましては、配置調整会議がありまして、今の三つの制度をお話しさせていただきました県、医療局、市町村それらの各制度を持っているところと、岩手医科大学も含めまして、そういった配置をする職員の調整する場があります。その中でどこに配置をするかというところが決められているところでございますが、基本的なルールとしますと初期臨床研修、2年間終わった後に勤務するところとしますと、基幹病院で2年間、それからこれは医療局の制度を例にとりますけれども、6年間の貸し付けがありまして、義務履行とすると6年間の義務履行をお願いしているところでございます。義務履行のスタートが2年間ということで、基幹病院で2年間勤務していただきまして、その中で次の2年間が地域病院で勤務していただくというルールになっております。最初の基幹病院の中で、次の地域病院に行き勤務するための研修も最初の2年間の基幹病院の中で組まれております。そして、2年間の基幹病院の後に地域病院で2年間勤務していただきまして、その後の残りの2年間につきましては、その医師の希望する医療機関での勤務という形になっております。

ただ、そうした中でも医師の中でスキルアップ、専門的な資格を取りたいということがありますので、そういった機会につきましては、6年間の年数になりますけれども、猶予期間も認めているところでございますので、最初の基幹病院で義務履行、病院に勤務した後に資格を取るということで大学に行きまして、例えば大学院といったところに入る期間につきましては猶予という形をとりますが、若干地域に勤務するところがすぐではなく、少し時間を置いた中ということとなる場合がありますが、いずれ勤務はしていただくことということで、各医師との面談を通じまして、先生、次は地域に行きたくていただきますので、よろしく申し上げますといったようなことを踏まえながら、そういった中での希望、それからこちらでの勤務場所のお願いということで、最終的なところでは配置調整会議で次の勤務先を決めている状況になっております。

○木村幸弘委員 配置調整会議を経て、それぞれの勤務先等をお願いしていくことになるのですけれども、いずれ市町村医師修学資金等についても、例えば国民健康保険の関係で、その審議を経なければ他の医療機関との関係での派遣であるとか、その点についての判断ができないとか、何か枠組みが定められていて、その域外での派遣のルールになってしまいがちになっているという印象を受けていたものですから、そういう意味で、医師配置のルールのあり方といったところで、今御説明のあるとおり、基幹病院と、それから地域病院の年数を区切って、適正に配置していくということであればいいのですけれども、その中にどうしても枠組みの中での貴重な人材ですから、何とかそこで押さえて、自分たちのところに行かせたいという思いはわかりますけれども、その辺のところを誤解のない形にしてほしいと思ったものですから、あえてここで明確化した意味は何なのだろうと思ったところでもあります。そういった点、そういう思いという視点があったということをお理解をいただきたいと思います。

もう一点は、28 ページですけれども、医療情報システムの整備の関係です。電子カルテの導入あるいはクリニカルパスの適用ということですが、これは具体的に県立病院間の医療情報ネットワークがどのように確立をされているのか、あるいは今回の経営計画の中で、この部分にしか記載されていないのでしょうか。そのネットワークシステムの考え方というか、今後の経営にかかわる取組方針といいますか、その辺のところをお示しいただきたい。

○鈴木医事企画課総括課長 医療情報を使いました県立病院間の情報のネットワークでございますが、今年全ての病院に、その窓口となります県立病院間の情報を共有するためのゲートウエーといいますか、そういうシステムが今年度、年度末までに完成いたします。運用を来年度開始したいと思っております。

それで、現在はその情報を共有するのにどのようなデータを載せるか、今のところは患者の基本情報は載るのですが、画像や検査の結果も載せますとか、そこも限られた予算の中で現在何を優先して情報共有を図るかという部分を進めているところでございます。基本的な情報は、来年度から運用開始となります。

○木村幸弘委員 そういう取り組みをぜひ進めていただいて、県内のどこの県立病院に行っても、あるいはそれぞれ万が一病気を発症して医師にかかるときに、基礎的な個人のデータや情報があれば、速やかに対処していただける部分は大変有効にこれから生かされるのだろーと思ひます。もう一つ聞きたいのは、このネットワークを構築していく上で、私は県立中部病院の運営審議会の中でも話したのですけれども、今中部医療ネットワークとかそれぞれの医療圏ごとのネットワークができています。これは、地元の開業医であるとか、それぞれの医療機関との連携を含めたネットワークなのですけれども、今回の県立病院の稼働していくネットワークシステムが、これらの一連の各医療圏で進められているネットワークとの関連性の中でどう進められていく方向なのか、その辺のところはどうなのでしょう。

○鈴木医事企画課総括課長 各圏域ごとに地域医療ネットワークが進められておりまして、県立病院もそこに参画しております。まずは、県立病院間の情報ネットワークを確立する中で、今後地域のそういうネットワークとの情報共有をどうやって構築していくかに参画してまいりたいと計画は進んでおります。ただ、現在は直接やりとりが始まっているところではございませんが、将来的にはそのように参画したいということで検討を進めているところでございます。

○木村幸弘委員 近い将来というか、できるだけ速やかにその県立病院が医療情報ネットワークを制度的にその機能を果たしていただくというためには、医療情報ネットワークもここでそれぞれの地域間のいろんなシステムの違いであるとか、あるいは特に岩手医科大学とのつながりをどうつくっていくかとか、この辺のところでは県立病院が果たしていく役割というのは非常に大きくなると思うので、そうした取り組みについてしっかりと進めていただきたいと思います。

○大槻医療局長 中部医療ネットワークのお話をいただきましたので、地域ごとのネットワークにつきましては、震災復興がありまして、沿岸部が進んでいるというところがございます。そのネットワークに参画していると鈴木医事企画課総括課長からお話ししましたけれども、実質として、その沿岸部は新たな県立病院も中心になってそれを形づくってきたという面もございます。

ただ、沿岸部のような格好で民間開業医のほうが少ない、あるいは非常に県立病院との関係が深いところとは違って、内陸部の場合はまた違ったファクターがあるのかとも思っております。ですので、どちらかという参画していくという形になるのかというところもございます。

実際には、県立病院だけではなく、開業医の理解、それからそのデータを使った健康づくりという意味での市町村の理解といったものも必要になってきますので、こういった部分については私どもから、よさを丁寧に説明して、そしてこの活動に御協力いただけるように御理解をいただきたいと思います。

○高橋元委員 ちょっと確認です。1点目が概要の2ページなのですが、収支計画で一般会計の負担金がおおよそ160億前後となっております。こちらの資料36ページだと、ざっくり5年間で145億前後のあたりの一般会計の繰り出し、ここで10億から15億ぐらい、単年度の一般会計の負担金が多いのかという思いをしているのですが、あと医業外収益のところを見ると、50億ぐらいふえる計算になっているのです。この辺のところをちょっと補足説明いただきたいと思います。

2点目は、先ほどもお話がありましたが、入院患者もどんどん減ってきている中で収支も均衡を図っていかなければならない、努力もしなければならぬ、空き病棟も結構出始めてきている。空き病棟の活用も、収益のところ結びつくような活用をしていかなければならないのではないかと、その辺は次期経営計画の中でどういう検討をされたのかを確認します。

○吉田経営管理課総括課長 一般会計の負担金の話でございますが、こちらが増加している理由としましては、5,000万円以上の高度医療器械とっておりますが、そちらに対する企業債償還金に対する繰り入れがあります。4条収支と収益的収支で入ってきているところなのですが、高度医療器械の分の投資が過去というか、企業債を発行して5年償還としているところなのですが、それに合わせて企業債償還金がふえる部分に対する繰り出しがふえてくるという部分で増加の見通しです。現在の医療器械につきましては、医療の進歩に伴いまして器械も高くなってきているところもありまして、こういった一般会計繰出金の部分が大きくなるという性格のものでございます。

それから、空きスペースの活用につきましてですが、現在も例えば県立一戸病院でも病棟を休止したことによりまして、空きスペースにつきましては、地元市町村と協議しながら、介護施設等が入居しているというところもありますので、そういった空きスペースの活用については地域のニーズに合った形で活用していけるように、地元市町村と調整しながら進めていきたいと考えております。

○高橋元委員 いずれ県民の命と健康を守るためには、病院はなくてはならない。その一方で経費はどんどん上がっていくというなかなか難しいところがあるわけです。各県立病院でもそれぞれ経営努力をされているというのは、私も承知しております。ただ、一般会計の繰り出しも、そういつまでもどんどんかさ上げしていくわけにもいきませんので、これはいろいろな現場のほうで工夫もしていただかなければならないと思っておりますので、今後とも経営努力を引き続きお願いしたいと思っております。

○福井せいじ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって医療局からの報告を終了いたします。医療局の皆さんは退席されて結構です。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の現地調査を行いたいと思っております。皆様のお手元に配付しておりますが、調査項目については、岩手県立療育センターの取組についてといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については、当職に御一任願います。追って継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りします。当委員会の12月の県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております平成30年度環境福祉委員会調査計画

(案) のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って、通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。